

諮問庁：消費者庁長官

諮問日：平成26年8月28日及び同年11月19日（平成26年（行情）諮問第464号及び同第616号）

答申日：平成28年7月4日（平成28年度（行情）答申第167号及び同第168号）

事件名：特定日に開催された特定政党のPTの会議メモ等の一部開示決定に関する件
特定日に開催された特定政党のPTの会議メモ等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書10（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別表の3の欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年4月10日付け消取引第225号及び同年6月20日付け消取引第426号により消費者庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書1（平成26年（行情）諮問第464号）

ア はじめに

(ア) 法の目的

法1条は、「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目

的とする。」と定め、法の目的が行政庁に説明責任を全うさせる点にあることを宣言している。

(イ) 異議申立人の行政文書開示請求の趣旨

特定年月Cに特定会社Xが破綻し、未曾有の消費者被害を生み出したことを契機として、現在、消費者庁における特定商法業者への対応が適切であったか否かが問われている。

特定年Dに、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（以下「預託法」という。）の規制対象たる特定商品として家畜等が追加されたことにより、特定商法が預託法の規制を受けることになったものの、その後も特定商法業者による被害は絶えず、消費者庁に預託法の所管が移った後も、特定年Eには特定会社Yの破綻、そして特定年Fには特定会社Xの破綻などによって多くの被害を生み出した。すなわち、特定商法が預託法による規制を受けるに至ってから、長期間にわたり、特定商法による被害者が増え続けていたことになる。

このような経緯に照らせば、悪質な特定商法業者に対する消費者庁の対応が適切なものであったか否かという点に国民の関心が注がれるのは、至極当然のことである。

異議申立人による行政文書開示請求の趣旨は、この点について、消費者庁の「諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」ことにある。

このことは、消費者庁及び消費者委員会設置法（以下「設置法」という。）3条において、消費者庁が「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする」と規定されていることから明らかである。

しかしながら処分庁は、異議申立人への一部の文書開示を拒否し、特に「問 農林水産省から消費者庁へは・・・」の参考資料のうち、「参考」の記載を除く部分については、「参考」の文字を除くすべての部分について、黒塗りとして開示した。以下では、かかる処分庁の対応が全く理由のないものであって、速やかに文書開示がなされるべきであることを述べる。

イ 不開示処分に理由がないこと

(ア) 原処分1では、以下の不開示理由を根拠に文書1についての部分開示決定がなされている。

しかし、このような部分開示決定の不開示理由についてはいずれ

も理由がなく、対象文書につき、全面開示がなされるべきことは明らかである。

(イ) 特定会社X役員の印影について

この部分開示決定は、特定会社X役員の印影部分を不開示としたものであるが、かかる印影を公にすることにより、印影が偽造されるなど当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれや犯罪の予防に支障を来すおそれがあるとして、法5条2号イ及び4号に該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

しかし、前述したように、既に特定会社Xは破産し、その法人格は消滅しているのであって、特定会社Xの役員の印影が公になることで、特定会社Xの権利や競争上の地位その他正当な利益が害されるという事態は起こりえない。また、かかる印影を開示することが犯罪の発生につながり、その犯罪の予防に支障を来すというような事態は全く想定できない。

従って、このような不開示理由は法5条2号イ及び4号に該当しないことが明らかである。

(ウ) 「問 農林水産省から消費者庁へは・・・」の参考資料のうち、「参考」の記載を除く部分

A この部分についての不開示決定は、まず、不開示となった部分がいずれも、法5条5号にいう、いわゆる「意思形成過程情報」にあたり、これを公にすることにより、「行政機関の内部又は他の行政機関との率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある」とするものである。

B しかしまず、本件の不開示部分は、特定政党主催の特定PTにおける消費者庁の想定問答における参考資料である。そして、特定PTは、農林水産省、消費者庁の担当者だけでなく、特定政党特定調査会の関係者のみならず、異議申立人が所属する特定弁護団のメンバーも参加していたのである。そして、このような参加者から、この想定問答に記載された事項についての質問の対応上必要があれば、その場で内容が公になっていたものである。

したがって、かかる不開示部分は何らかの形で公になることが想定されていたものであって、そもそも不開示とすべき性質のものではない。

C また、法5条5号にいう「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思

決定の中立性が損なわれるおそれがある場合をいい、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報、事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう（消費者庁における情報公開法に基づく処分に係る審査基準（以下「審査基準」という。）第3の5（3））。

そして、本件の不開示部分は、特定政党特定PTの想定問答で「問 農林水産省から消費者庁へは、特定会社Xについてきちんと引き継がれていたのか」という質問に対する答弁の参考資料として添付されているものであり、農林水産省の特定会社Xへの立入検査の経緯や定期報告についての経緯、農林水産省から消費者庁への特定会社Xに関する情報や事務の引継ぎに関する過去の経緯が記載されているものと考えられる。

そして、そのような過去の経緯自体、率直な意見の交換又は意思決定の中立性といった事項と関わりが強い事実とはいえないし、「未成熟な情報、事実関係の確認が不十分な情報」ともいえない。

しかも、特定会社Xは既に破産し、その法人格が消滅しているのであって、この特定会社Xについての農水省の引継ぎに関する事項は既に過去の事情であるし、今後行政機関の最終的な意思決定が予定されてもいない。

従って、これによって、消費者庁の適正な意思決定が損なわれたり、誤解や憶測による国民の混乱が生じるおそれは全く存在しないのであるから、この不開示部分に記載されている情報が法5条5号に該当することはない。

D 次に、部分開示決定の2つ目の理由は、不開示となった部分につき、これを公にすることにより、預託法の調査・検討にあたっての行政庁の着眼点や考え方が明らかとなり、今後同種事案において、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、その発見を困難にするおそれがあり、法5条6号イに該当するというものである。

前述したように、不開示部分には、農林水産省の特定会社Xへの立入検査の事実関係や定期報告についての経緯、農林水産省から消費者庁への特定会社Xに関する情報や事務の引継ぎに関する過去の経緯が記載されているものと考えられるが、こういった経緯や事実関係から直ちに預託法の調査・検討にあたっての行政庁の着眼点や考え方が明らかとなるとはいえないし、今後同種事案において、正確な事実の把握を困難にするおそれ又

は違法若しくは不当な行為を容易にし、その発見を困難にするおそれがあるともいえない。

また、現在、我が国に特定商法業者は存在しない。特定商法業者は、同商法が預託法の規制を受けるようになった特定年D当時、特定数社ほど存在したが、その後次々と破綻し、特定年Eには特定会社Yが、そして特定年Fの特定会社Xが破綻したことにより、現在、我が国に特定商法業者は存在していないのである。

また、特定年月日Gの特定会社Xの取締役らに対する預託法違反の有罪判決が下され、これが広く報道されたことにより、特定会社Xが被害総額約4200億円、総被害者数約7万3000人に及ぶ、我が国史上最大の消費者被害を発生させたことが世間一般に知れ渡った。

以上の状況の中で、今後新たに特定商法を行う事業者が現れる可能性は皆無といっても過言ではない。したがって、現在特定商法業者がおらず、さらにはこれから同業者が出現する見込みもないから、同種事案、すなわち特定商法業者の違法又は不当な行為が容易になる可能性などないことが明らかである。

以上より、処分庁の不開示理由は、法5条6号イの要件を満たさないことが明らかである。

ウ 結語

以上のとおり、処分庁が異議申立人の開示請求に対して、不開示決定をする理由がなく、部分開示決定が違法であることは明らかである。

繰り返しになるが、消費者庁は、「消費者の利益の擁護及び増進」（設置法3条）のため、この度の特定商法による消費者被害と同様の被害が発生することを防止すべく、これまでの調査活動、法執行に関する情報を国民に開示し、「その諸活動を国民に説明する責務」（法1条）を果たすことこそが求められている。そのためにこそ異議申立人は、本件の全面的な文書開示を求める次第である。

(2) 意見書1（平成26年（行情）諮問第464号）

ア はじめに

(ア) 異議申立書1においても述べた通り、法1条は、「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と定め、法の目的

が行政庁に説明責任を全うさせる点にあることを宣言し、設置法3条には、消費者庁が「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを義務とする」と規定されている。

(イ) そして、特定会社Xによる消費者被害は、被害者数約7万3000人、被害総額約4200億円という、我が国史上最大の消費者被害であり、現在、特定会社Xの所轄官庁であった、農林水産省や消費者庁の対応の適正性が問われていることを考えると、消費者庁は重大な説明責任を負っている。

加えて、まさに現在、この件に関し、国家賠償請求訴訟が提起され、消費者庁の対応の適切性であったか否かという点について、特定会社Xによる被害者や国民の大きな注目が集まっていることを考えると、先に述べた消費者庁の説明責任は、なお一層高まっているものといえる。

(ウ) 異議申立人による行政文書開示請求の趣旨は、この点について、消費者庁の、行政機関としての、そして特定会社Xの所轄官庁としての説明責任が全うされることにあり、農林水産省や消費者庁による特定会社Xに対する対応が果たして適正なものであったか否かということ明らかにし、今後再び、特定会社Xによって引き起こされたような重大な消費者被害が発生することを防止するところにある。

(エ) しかしながら処分庁は、このような異議申立人による行政文書開示請求に関し、一部不開示処分を行った。

しかも、不開示となった部分は、いずれも、対象文書の中で、消費者庁や農林水産省の特定会社Xに関する具体的な対応等が記載されていると思われる、対象文書の核心部分なのであって、消費者庁による自己保身とすら受け取ることができる不当な処分内容となっている。

また、後述するように、対象文書の各不開示部分について不開示が法の定める要件を充足しないことは明らかであることからしても、本情報開示請求につき、一部不開示とした処分内容は著しく不当なものであることが明白である。

(オ) この点につき、諮問庁は、理由説明書1において、消費者庁に「『政府の有するその諸活動を国民に説明する責務』があることをもって、直ちに本件対象文書の一部不開示が極めて不当とはならないことは明白である。」とする。

しかし、これまで述べてきたところから明らかな通り、異議申立人は、法1条から直ちに、原処分1が不当であることとしているのではない上、対象文書の各不開示部分についての不開示決定が法の定める不開示理由を充足しないことは明らかであり、処分庁の一部不開示が極めて不当であることは明白である。

以下、各不開示部分について、異議申立人の意見を述べることにする。

イ 本件不開示部分1について

(ア) 法5条2号イに該当しないこと

A 異議申立人の意見

(a) まず、法5条2号イにいう「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一般をさし、同号にいう「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上における地位を広く含むものである（審査基準第3の2(3)）。

そして、異議申立書1においても述べた通り、既に特定会社Xは破産し、その法人格は消滅しているのであり、「信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利」の享有主体となりえないことは明らかであるし、すでに事業を行っていない特定会社Xに「公正な競争関係における地位」、「法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位」も失われていることが明らかである。

(b) したがって、いかなる意味においても、特定会社Xの権利、競争上の地位その他正当な利益を害される事態は想定しえないのであって、本件不開示部分1が法5条2号イの要件を充足しないことは明らかである。

B 諮問庁の主張及びそれに対する反論

(a) この法5条2号イの該当性につき、諮問庁の理由説明書1では、明確に触れられていないが、「例えば特定会社Xの役員の印影が偽造され、虚偽の契約書を作成し、その契約書をもって損害を受けたと主張して損害賠償請求を提起する事態が発生するおそれがある。」という部分がそれにあたり得ると思われる。

(b) しかし、前述したように、法人格が消滅した特定会社Xに対し、損害賠償請求訴訟を提起することは法律上不可能である以上、これにより、前述したような特定会社Xの権利、競争上の地位その他正当な利益を害される事態はやはり想定しえないの

であって、諮問庁がかかる事情をもって法5条2号イの該当性を主張するのであれば、それは明らかに失当である。

(イ) 法5条4号に該当しないこと

A 異議申立人の意見

(a) 法5条4号は、行政機関による説明責任と公共の安全との比較考量の見地から、不開示の例外事由を定めたものであり、「犯罪の予防・・・に支障を来すおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」であることを要する(法5条4号)。そして、審査基準第3の4(4)(参考)には、本号に該当する例として、「犯罪の捜査の事実又は内容に関するもの」、「犯罪の捜査の手段、方法に関するもの」、「情報提供者、被疑者、捜査員等関係者に関するもの」、「犯罪目標となることが予想される施設、要人の所在や警備の状況に関するもの」が挙げられている。そして、これらは、犯罪の捜査への支障や犯罪の誘発など、公共の安全に直結するような事情といえ、同号に該当する事情たりうるためには、こうした公共の安全に直結するような蓋然性のある事情が必要と解される。

(b) そして、異議申立書1においても述べた通り、特定会社Xの法人格は既に消滅しているのであり、本件不開示部分1の印影が公になることによって、何らかの犯罪の発生につながり、その犯罪の予防に支障を来すような事態は全く想定できない。

また、このような事態が仮に想定できたとしても、それは極めて抽象的かつごく小さな可能性に留まる(この点は後述する。)のであって、犯罪の予防にあたり必要かつ相当な情報とはいえず、本件不開示部分1が法第5条4号に該当しないことは明らかである。

B 諮問庁の主張及びそれに対する反論

(a) この点につき、諮問庁の理由説明書1では、「例えば特定会社Xの役員の印影が偽造され、虚偽の契約書を作成し、その契約書をもって損害を受けたと主張して損害賠償請求訴訟を提起する事態が発生するおそれがある。また、特定会社Xの役員の印影を用いて、特定会社Xと契約していた消費者を狙った詐欺行為等の犯罪行為を誘発しかねず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある」、「特定会社Xは、破産手続を終結して法人格が消滅しているが、その事実は、法律的には周知されているものの、実際上は世間一般に知れ渡って誰しものが知っているわけではないため、特定会社Xの役員の印影を用いた詐欺行為によって消費者が損害を被るおそれがある。」などとし、法5条4号

に該当するとされている。

(b) しかしながら、すでに法人格が消滅した特定会社Xに対する損害賠償請求が不可能であることは既に述べた通りであるし、特定会社X問題は大きな社会問題となり、特定会社Xが破綻した事実、さらには、役員等が預託法違反で公判請求を受け、実刑判決を受けたことは広く報道の対象となったのであって、国民にとっては既に周知の事実であるから、「特定会社Xの役員の印影を用いて、特定会社Xと契約していた消費者を狙った詐欺行為」がなされるおそれや、「特定会社Xの役員の印影を用いた詐欺行為によって消費者が損害を被るおそれ」は想定できないし、できたとしても、そのような詐欺行為が誘発されるようなおそれや可能性は、極めて抽象的なものであり、公共の安全に直結するような蓋然性のある事情とはいえない。

そして、このようなもはや空想ともいべき抽象的な可能性しかないような事情を想定することによって不開示を認めるならば、實際上、行政機関が保有するほとんどすべての情報が法5条4号に該当することになってしまうのであり、このような解釈が、解釈論としての妥当性、均衡を欠くことも明らかである。

(ウ) 小括

以上に述べたようなことから、本件不開示部分1は、法5条2号イ及び4号に該当しないことは明らかであり、諮問庁の諮問理由も失当であるから、開示を要することが明らかである。

ウ 本件不開示部分2について

(ア) 法5条5号に定める情報に該当しないこと

A 異議申立人の意見

(a) 法5条5号にいう「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」の意義は、異議申立書1に記載した通りである。

そして、本件不開示部分2には、農林水産省から消費者庁に特定会社Xに関する事項の引継ぎがなされた経緯、すなわち農林水産省の特定会社Xへの立入検査の経緯や定期報告についての経緯、農林水産省から消費者庁への特定会社Xに関する情報や事務の引継ぎに関する過去の経緯といった意見の交換や審議の前提となる確実性の高い事実関係が記載されていると考えられる。

そうした事実関係は、行政機関内部での会議資料に記載されている情報とは異なり、その性質上、不開示理由に記載されて

いるような、「自由討議，一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ，決裁を前提とした説明や検討など，各段階において行われた審議，検討に関連して作成された情報」，すなわち，行政機関内部での審議や検討に関連性はごく薄いものと考えられるし，そうした過去の経緯や事実が，「国民の誤解や憶測を招き，または不当に国民の間に混乱を生じさせる」ほど，議論を呼ぶような事情が記載されているとも考え難い。

審査基準第3の5（6）エが，「審議，検討等に関する情報であっても，当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的，科学的事実又はこれに基づく分析等を記録したものについては，一般的には本号に該当する可能性が低い」としているのもこの趣旨であり，本件不開示部分2は「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ」たり，「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報」とはいえない。

- (b) また，こうした過去の情報については，「国の機関又は地方公共団体としての意思決定が行われた後は，審議，検討等に関する情報を公にしても，一般的には，「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じる可能性が少なくなるものと考えられる」とされている（審査基準第2の5（6）ア）ところ，特定会社Xが破綻し，すでに法人格すら失われている現在においてこうした過去の情報を公にすることで，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性に与える影響は皆無であるか，極めて小さいものと考えられる。
- (c) 国民への影響に関しても，審査基準において例として挙げられているような「特定の物資が将来不足することが見込まれることから政府として取引の規制が検討されている段階において，その検討情報を公にすれば，買占め，売惜しみ等が起こるおそれがある場合」（審査基準第2の5（4））のような，混乱が生じることは想定できない。

B 諮問庁の主張及びそれに対する反論

- (a) この点に関して，諮問庁は理由説明書1において，「審議，検討等が終了し意思決定が行われた後であっても，将来予定されている同種の審議，検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合には法5条5号に該当しうるとされている」とした上で，「本件においても，預託法違反調査の過程において内部で審議・検討された内容は，特定会社Xの案件特有の内容ではなく，将来の同種の預託法違反調査に係る意思決定

に共通し、連続性を有する内容である。」とし、「率直な意見交換または意思決定の中立性は現在もなお確保されるべきものである」とし、また、「当該想定問答内容を検討するに当たり、当時の担当者個人の記憶に基づいて作成されたものであり、その情報が正確かどうかは必ずしも明確ではないから、事実確認の不十分な情報を不用意に国民に公にすることで、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報である」として、法5条5号に該当するとしている。

- (b) しかし、そもそも本件不開示部分2の情報は、その性質上、行政機関内部での審議や検討の前提をなす、確実性の高い情報が記載されていると考えられること、また、「国民の誤解や憶測を招き、または不当に国民の間に混乱を生じさせる」とも考え難いことは前述した通りである。

また、本件不開示部分2は、想定問答集の参考資料であり、わずか1頁の分量の資料である。このような資料自体、詳細な会議資料とは自らその性格を異にするのであって、仮に、行政機関内部での審議、検討に関する事項や国民に混乱を生じさせるおそれがある事項が記載されているとしても、それは、要約された、簡潔な事項に限られているはずであり、将来的な消費者庁における同種の意見交換または意思決定の中立性が害され、又は国民に不当な混乱を生じさせるようなおそれはないと考えられる。

したがって、この点に関する諮問庁の諮問理由も失当であり、本件不開示部分2の情報は、法5条5号に該当しないことが明らかである。

- (イ) 法5条6号イに定める情報に該当しないこと

A 異議申立人の意見

- (a) 特定会社Xが社会問題化したことにより、現在、我が国に、特定商法業者が存在せず、将来的に、特定会社Xと同種の問題が生じるおそれが皆無であり、不開示部分の情報が公になっても、預託法に違反する違法または不当な行為が容易になる可能性がないことは、異議申立書1に記載した通りである。

- (b) 加えて、法5条6号イにいう、「適正な事業の遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、「行政機関の長に広範な裁量権限が与えられるものではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断するものとし、事務若しくは事業の根拠となる規定又はその趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での『適正な遂行』といえるものであるかどうかにより判断す

る」ものとされ（審査基準第3の6（1）ウ），『支障』の程度は名目的なものでは足りず実質的なものを必要とし，また『おそれ』の程度も単なる確率的な可能性ではなく，法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する」ものとされている（審査基準第3の6（1）エ）。

前述したように，本情報開示請求は，消費者庁や農林水産省による特定会社Xによる消費者被害への対応の適切さを問うものであり，この点に関しては，現在，国家賠償請求訴訟も提起されており7万3000人にも上る被害者や国民が非常に強い関心を有している事項である。そして，本件不開示部分2は，「農林水産省から消費者庁へは，特定会社Xについてきちんと引き継がれていたのか。」という点についての答弁の参考資料なのであり，農林水産省から消費者庁へ特定会社Xについて引継ぎの経緯等が記載されていると考えられ，まさに，農林水産省や消費者庁の特定会社Xへの対応と密接に関連する事項が記載されていると考えられるから，開示の必要性は極めて高い。

他方で，前述したように，本件不開示部分2は，想定問答集の参考資料であり，わずか1頁の分量の資料である。このような資料自体，詳細な会議資料とは自らその性格を異にするのであって，仮に本件不開示部分2に「預託法の調査，検討にあたっての行政庁の着眼点や考え方」が記載されているとしても，それは要約された，簡潔な事項に限られているはずであり，実質的に考えて，そのような事項を開示することによって，預託法の規制行政に関しての消費者庁の業務に支障を来す蓋然性は存在しないか，極めて小さい。

したがって，本件不開示部分2は，開示の必要性が極めて高い反面，本件不開示部分2が開示されないことにより保護される消費者庁の利益は極めて小さいのであるから，「適正な事業の遂行に支障を及ぼすおそれ」が存在しないことは明らかである。

したがって，本件不開示部分2は法5条6号イの不開示理由に該当せず，開示を要することが明らかである。

B 諮問庁の主張及びそれに対する反論

- (a) これに対して，諮問庁は理由説明書1において，「将来的に特定商法業者が出現する可能性があるため，今後預託法に違反する違法または不当な行為が容易になる可能性を否定されるものではない」，「本件不開示部分2に記載された預託法違反調査における着眼点や考え方は，特定商法業者に特有のものではな

く、その他に預託法の適用を受ける事業者によって違法または不当な行為を隠蔽される可能性がある等の弊害がなお残っている」として、本件不開示部分2は法5条6号イに定める情報に該当するとしている。

(b) しかしながら、前述したように、本件不開示部分2には、農林水産省から消費者庁に特定会社Xに関する事項の引継ぎがなされた経緯、すなわち農林水産省の特定会社Xへの立入検査の経緯や定期報告についての経緯、農林水産省から消費者庁への特定会社Xに関する情報や事務の引継ぎに関する過去の経緯といった事項が記載されていると考えられるところ、このような情報から、預託法に違反する違法または不当な行為が容易になるのか、極めて疑問である上に、このような引継ぎに関する経緯といった事項の開示により、何故に預託法に違反する違法または不当な行為が容易になるのか、不開示理由からは判然としない。

しかも、前述したように、本件不開示部分2は、わずか1頁の資料なのであり、これらの情報が要約され、簡潔にしか記載されていないと考えられることからすると、将来的に発生する可能性がある特定商法業者や預託法の適用を受ける事業者にとり、預託法に違反する違法または不法な行為が容易になる程に詳細な情報が記載されているとも考え難い。

したがって、この点に関しての諮問庁の諮問理由も失当であることが明らかであり、本件不開示部分2に記載された情報は、法5条6号イに定める情報に該当しないことが明白である。

(ウ) 小括

以上のことから、本件不開示部分2については、法5条5号及び6号イのいずれの不開示理由にも該当しないことが明らかである上、諮問庁の主張も失当であることが明らかであるから、開示を要することが明らかである。

エ 結語

以上に述べてきたところから、原処分1は、法の定める不開示理由に該当しないことが明らかである上、諮問庁の挙げる不開示理由、諮問理由が失当であり、不開示部分については、いずれも開示を要することが明白であるので、処分庁が行った一部不開示決定を取消す旨の答申を求め、本意見書の提出に至った次第である。

(3) 補充意見書（平成26年（行情）諮問第464号）

ア 異議申立人補充意見

(ア) 本件不開示部分1について

本件不開示部分1について、特定会社Xの破産手続が終了し、その法人格が消滅している現段階において、本件不開示部分1の印影が公になったとしても、それが何らかの犯罪の発生につながり、その犯罪の予防に支障を来すような事態が想定できず、また想定できたとしても極めて小さな可能性にとどまることは既に意見書1において述べた通りである。

諮問庁は、本件では、役員の印影の偽造による犯罪がなされる可能性があり、また、法5条4号に規定する「犯罪の予防」について、「犯罪の発生可能性についてはあらゆる可能性を想定すべき」であるとし、本件不開示部分1は法5条4号の不開示事由に該当するものとする。

しかし、諮問庁の主張するように法5条4号に規定する「犯罪の予防」について、いかにわずかな犯罪発生の可能性しかないような場合でもこの「犯罪の予防」のために必要な情報にあたると解するならば、實際上、規制行政の分野においては、あらゆる行政文書が、「犯罪の予防」という名目の下、法5条4号によって不開示とされることになりかねないのであって、このように広範な解釈を許すならば、国民の知る権利が害され、行政文書について原則的に開示すべきものとする法の趣旨そのものを没却する結果となるのであり、法解釈としての妥当性を欠く。

実際に、諮問庁の主張する、「役員の印影の偽造→虚偽の契約書の作成→虚偽の損害賠償訴訟の提起」という犯罪行為の因果経過が極めて間接的かつ抽象的なものであり、あまりに具体性を欠くものである上に、このような犯罪発生の可能性は著しく低い（なお、諮問庁はこのほかにも元役員の印影を偽造した第三者が、特定会社Xと契約していた消費者に対し、特定会社X関係者による謝罪を装って詐欺等何らかの犯罪行為を行うおそれがあるとも主張するが、具体的な犯罪行為の内容が全く不明であり、反論の要を認めない。）。

このように、諮問庁の主張は、法解釈としての妥当性を欠くものであり、このような解釈に依拠した諮問庁の主張は失当であることが明らかである。

そして、以上の通り、本件不開示部分1の開示によって、犯罪の予防に支障を来す具体的なおそれは存在しないから、本件不開示部分1は、法5条4号に該当せず、開示を要するものというべきである。

(イ) 本件不開示部分2について

A 法5条5号該当性について

本件不開示部分2が、行政機関内部での審議や検討等との関連

性が薄く、不開示理由にいう「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」や「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」がなく、法5条5号に該当しないことは既に意見書1において述べた通りである。

加えて、諮問庁は補充理由説明書において、本件不開示部分2に記載されている情報は、「消費者庁発足時の引継ぎに係る当時の担当者に対する確認した事項について記載したものを特定会社Xの審議・検討の際に使用しているものである」という。

しかし、そうであるとするならば、本件不開示部分2に記載された情報は、消費者庁発足時の引継ぎに関する事実関係で、審議や検討の前提として審議・検討に使用されたものに過ぎない情報であるということになるが、こうした情報は、客観的事実が記載されているに過ぎない点、審議検討の前提として用いられた情報に過ぎない点で、審議、検討に何らかの不当な影響を及ぼし、率直な意見の交換等が損なわれるおそれはないというべきである。

したがって、本件不開示部分2に記載された情報は、法5条5号には該当しないことは明らかである。

B 法5条6号イ該当性について

特定会社X問題をめぐる消費者庁や農水省の対応が国民の強い関心事であり、本件不開示部分2の公益的な開示の必要性が高度である反面、わずか1頁で構成されるにすぎない本件不開示部分2に「預託法に違反する違法または不当な行為を容易にする」ような預託法調査における着眼点が記載されているとは考えにくく、不開示による利益が極めて小さいことは既に意見書1において述べた。

これに対し、諮問庁は、「法上の不開示情報の該当性については、一般的・客観的観点から判断すべきであり、開示請求の理由や当該文書の利用目的、開示請求者が誰であるかといった個別的事情は、当該文書を開示すべきか否かの判断に影響を及ぼさない」、「異議申立人は自らの目的を独善的に語るのみである」としてあたかも、異議申立人の主張が個人的目的に基づくものであるかのように主張する。

しかし、異議申立書1、意見書1でも繰り返し主張してきた通り、審査基準第3の6(1)ウには、法5条6号イの「適正な事業の遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断枠組みとして、「公益的な開示の必要性等種々の利益を衡量」するものとされている。異議申立人は他ならぬ消費者庁が策定したこの判断枠組みに則

り、各種メディアにおいて広く報道され、いまや国家賠償訴訟まで提起されている、「消費者庁、農水省による特定会社X問題の放置」という国民の関心事につき本件不開示部分についての「公益的な開示の必要性」を主張しているのであって、異議申立人の個人的目的や利益を主張するものではない。

前述したような諮問庁の主張については、自らの監督上の過誤が問われている現状において、これに対する国民の関心事を「独善的」と断ずる諮問庁の主張は失当かつ著しく不当であることが明らかである。

そして、こうした開示の必要性は、異議申立人の主張を誤解する、失当かつ不当なものである。

そして、前述した通り、本件不開示部分2を開示することの利益は、これを不開示とすることによって守られる利益よりもはるかに優越するのであるから、法5条6号イの情報に該当せず、処分庁は速やかにこれを開示すべきである。

イ 結語

以上に述べてきたところから、原処分1は、法の定める不開示理由に該当しないことが明らかである上、諮問庁の挙げる不開示理由、諮問理由、補充諮問理由が失当であり、不開示部分については、いずれも開示を要することが明白であるので、処分庁が行った原処分1を取り消す旨の答申を求め、本補充意見書の提出に至った次第である。

(4) 異議申立書2（平成26年（行情）諮問第616号）

ア 本件行政文書開示請求の目的及び本件部分開示決定

(ア) 法の目的

上記（1）ア（ア）と同旨

(イ) 異議申立人の行政文書開示請求の趣旨

原処分2について、上記（1）ア（イ）と同旨

イ 文書2

(ア) 会議に出席した弁護士の名

行政庁は、この不開示部分について、「特定の個人を識別できるものであり、法5条1号本文前段の情報に該当し、かつ同号ただし書に定めるイないしハのいずれにも該当しない」として不開示とした。

しかし、以下に述べるように、この部分開示決定に理由がなく、全面開示がなされるべきであることは明らかである。

A 当該不開示部分は法5条1号本文前段の情報に該当しないこと

(a) 上記不開示理由においては、会議に出席した弁護士の氏名が

「特定の個人を識別できるもの」にあたるとして、不開示としている。

しかし、そもそも、法5条1号本文前段は「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く）」と規定している。

そして、弁護士が個人事業主であることは処分庁自身認めるところ、特定政党特定PTに出席した弁護士は、弁護士としての職務の一環として、特定会社Xにより引き起こされた消費者被害の実態解明をするという職務上の目的から出席・発言しているのであるから、その氏名は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当する。

従って本不開示部分の情報が法5条1号本文前段の「個人に関する情報」であったとしても、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」として不開示情報から除外され、法5条2号で判断されるべきものであって、処分庁の判断が失当・法令の適用違反であることは明らかである。

(b) そもそも、法5条1号本文前段の趣旨は、他人に知られたくないような私的な情報に関する個人のプライバシー権を保護する見地から、個人の私的な情報につき、開示の例外事由を定めたものである。

しかしながら、本件で不開示とされた弁護士は、公共的活動を行う日本弁護士連合会の一員として、高い公益性を有する特定PTに参加しているのであるから、その議事録上の氏名が保護すべきプライバシーに該当することはない。

記載から明らかな通り、特定PTに参加した弁護士は、日本弁護士連合会の一員として会議に参加している。日本弁護士連合会は、弁護士、弁護士法人及び全国の弁護士会を会員とする法人であり（弁護士法45条）、基本的人権の擁護及び社会的正義の実現という弁護士の使命（同法1条）を実現するために、自らも人権救済や消費者被害救済などに取り組んでおり、その活動は高い公共性を帯びている。

特定PTに参加した弁護士も、日本弁護士連合会の一員として、我が国最大の消費者被害を発生させた特定会社Xに関する真相究明と被害回復・将来の消費者被害の防止という公共的目的を有し、その職務の一環として出席していたものであり、単なる私人として参加していたものではない。

かかる状況に加え、特定PTは、「特定政党の政策調査及び立案」（特定政党党則）を目的とする政務調査会の特定調査会

が特定会社Xによる消費者被害の実態調査や政策調査のために設置したプロジェクトチームであって、同PTが消費者庁や農林水産省、特定弁護団の弁護士など関係者から行ったヒアリング調査の結果は、同党の消費者政策の適否を基礎づける極めて重要な情報である。

したがって、特定PTの調査結果は、消費者行政を基礎づける情報として「国民による的確な理解と批判」（法1条）にさらされるべき公益性を有しており、かかる公益性はプライバシーとの比較衡量を行うにあたって特に重視すべきものといえる。

かかる特定PTの調査期日に、公共的活動のために日本弁護士連合会の一員として参加した弁護士も、当該期日の重要性を十分認識し、公共的職務の一環として発言しているのであるから、自らの氏名を匿名にする必要性すらないし、氏名等を公表することによって当該弁護士には何らの不利益も生じない。

また、仮にプライバシーが混入していたとしても、情報を開示することにより得られる利益は大きいことから、比較衡量に必要性は優に認められるのであって、このような観点からも、本不開示部分の情報は、法5条1号本文前段の情報に該当せず（しかも同条2号の不開示事由にすら該当しない）、開示を要することは明らかである。

B 当該不開示部分は法5条1号ただし書イに該当し、開示を要すること

仮に、不開示とされた情報が、法5条1号本文前段の情報に該当するとしても、当該情報は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、開示を要する（法5条1号ただし書イ）。

まず、この「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣行として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる（審査基準第3の1（1）イ）。

そして、これを本件についてみると、前述したように、特定PTの議事録は、特定政党の消費者政策を基礎づける極めて重要な情報であって、会議そのものも公開され、出席者の氏名についてこれを公にすることが禁じられていたという事情も存在しなかった。むしろ、特定PTや参加した弁護士の氏名、その発言内容等は、公益性の高い情報として実際に様々なメディアを通じて広く報道の対象になっていたのであるから、不開示の対象となった弁護士の氏名は、事実上の慣行として公にされ、ま

た公にすることが予定されていたということが出来る。

したがって、不開示とされた情報は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として、不開示部分は法5条1号ただし書イに該当し、開示を要することは明らかである。

C 当該不開示部分は法5条1号ただし書ロに該当し、開示を要すること

また、仮に不開示となった弁護士の氏名が法5条1号本文前段の情報に該当するとしても、かかる情報は、「人の生命、健康、生活、又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、開示を要する。

すなわち、本情報開示請求は、消費者庁や農林水産省における特定商法業者への対応が適切であったか否かを問い、もって、「消費者の利益の擁護及び増進」（設置法3条）を任務とする消費者庁のあり方を検証・是正し、ひいては、今後再び、特定会社Xが引き起としたような甚大な消費者被害が起こることを防止することを目的とするものである。

そして、このような目的を達成するためには、消費者庁や農林水産省の特定会社Xに関する認識や監督体制がどのようなものであったのかといった事項を検証することが必要不可欠であって、特定政党もかかる趣旨で特定PTを開催したものである。そして特定PTでの消費者庁や農林水産省と出席弁護士との会話内容や協議内容を検証するには、その前提として、発言者である出席弁護士の氏名を明らかにすることが必要不可欠である。

したがって、本件で不開示となった出席弁護士の氏名は、人の生活または財産を消費者被害から保護するために必要な情報にあたり、法5条1号ただし書ロに該当し、開示を要することは明らかである。

D 小括

以上に述べたように、上記不開示部分についての不開示理由には理由がなく、全面開示を要することは明白である。

(イ) 政党関係者が作成した文書（1枚）

行政庁は、この不開示部分について、「特定会社X問題に関する政党関係者の問題意識や考え方など、当時の党としての認識状況等が推測され得る情報が含まれており、行政機関側が一方的に明らかにすることがあるとすると、党として公表を意図していない内容を公にすることがつながりかねず、政党関係者が行った政策の検討状況が明らかになることを通じて、政党の権利、競争上の地位その他

正当な利益を害するおそれがある」として、法5条2号イに該当するものとして不開示とした。

しかし、この部分開示決定についても理由がなく、全面開示を要することが明らかである。

A 理由付記が不十分であり、処分が違法であること

行政手続法8条1項は「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と定め、本件決定に際しても、同条項により、理由を示す必要がある。そして、「付記すべき理由としては、開示請求者において、・・・不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければなら」ない（最判平成4年12月10日）。

そして、本不開示部分は、1枚の文書の全体が不開示となっているが、この部分に、「特定会社X問題に関する政党関係者の問題意識や考え方など、当時の党としての認識状況等が推測され得る情報が含まれており・・・」という理由だけでは、不開示事由のどれに該当するのかの根拠を知ることができず、不開示理由の当否を検証することができない。

そして、このような不開示理由は、理由付記としてあまりに不十分なのであり、部分開示決定が違法であり、取り消されるべきことが明らかである。

B 当該不開示部分が法5条2号イに該当しないこと

(a) 法5条2号イにいう「法人」には、もちろん政治団体も含まれる。また、「権利」とは、「信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切」を指し、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいい、「その他正当な利益」にはノウハウ、信用等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものと解され、また、権利、競争上の地位その他正当な利益を「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係性等を十分考慮するものとされる（審査基準第3の2（3））。

(b) しかしながら、当該文書に関し、同条項で保護されるべき権利利益の帰属主体は「政党」であって、通常の「法人」ではない。したがって、その性格や行政との関係性から、むしろ積極

的に情報を公開すべきものである。

そもそも政党とは、一定の信条を政治理念として掲げて広く国民に公表し、選挙制度を通じて国民の信託を受け、議院内閣制を通じて自らの政治理念を政策として実現することを目的とする団体であり、民意を国政に反映させる役割を担っている。そして本PTに参加した政党関係者とは、当該政党の政治理念を支持し、その政治理念を政策に反映すべく種々の情報を集約し、集約した情報を基礎として政策の立案や遂行を行う政党所属者である。

このような政党の性格、性質と、政党関係者の地位からすれば、政党関係者が公共性のある会議において発表する目的をもって作成した文書は、当該政党の政策の正当性を基礎づける情報であるから、一般的にいても、広く国民に公開した上で、民主制の過程において当該政党の政策の是非可否を判断する際の基礎資料とすべきである。

しかも、本件文書の添付元である議事録は、特定政党の政務調査会・特定調査会が設置した特定PTのものであって、特定政党の消費者政策の適否を基礎づける極めて公益性の高い情報である。したがって、当該PTにおいて配布され、議事録に添付された文書についても、特定政党の消費者政策を判断する基礎情報として広く国民に公開し、もって特定政党の政策遂行の適切性を監視する必要性は高い。

かかる見地からすれば、本件の政党関係者が作成した文書の開示の適否の判断においては、特定政党と行政との関係性から、その情報の公益性を優先すべきである。

そして、本不開示部分につき、これを開示することこそが、政党の権利や競争上の地位、あるいはその利益を保護することにつながるといえるし、実際にも開示による政党の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」はない。

したがって、本不開示部分が法5条2号イに該当せず、開示を要することは明らかである。

C 当該不開示部分の情報が法5条2号ただし書に該当し、開示を要すること

仮に、本不開示部分が法5号2号イの情報に該当するとしても、以下に述べるとおり、「人の生命、健康、生活、又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、開示を要する。

前述したように、本情報開示請求は、消費者庁や農林水産省に

おける特定商法業者への対応が適切であったか否かを問い、もって、「消費者の利益の擁護及び増進」（設置法3条）を任務とする消費者庁のあり方を検証・是正し、ひいては、今後再び、特定会社Xが引き起こしたような甚大な消費者被害が起こることを防止することを目的とするものである。政党関係者の作成した資料には当該政党の問題意識や考え方が表れているのだから、これらを知ることにより、消費者庁や農林水産省の特定会社Xに関する認識や監督体制の問題点を明らかにすることが期待でき、もって今後再び、特定会社Xが引き起こしたような甚大な消費者被害が起こることを防止し、国民の「生活または財産」を保護するため、公にすることが必要な情報であることが明らかである。

したがって、本不開示部分の情報は、法5条2号ただし書に該当し、開示を要する。

D 小括

以上に述べたように、当該不開示部分に関する不開示決定が違法であること、また、不開示理由に理由がなく、開示を要することは明らかである。

(ウ) 特定地方公共団体が作成した資料のうち、政党関係者が作成した質問が記載された部分

行政庁は、この不開示部分について、「この情報は特定会社X問題に関する政党関係者の問題意識や考え方など、当時の党としての認識状況等が推測され得る情報が含まれており、行政機関側が一方的に明らかにすることがあるとすると、党として公表を意図していない内容を公にすることにつながりかねず、政党関係者が行った政策の検討状況が明らかになることを通じて、政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するものとして不開示とした。

しかし、この部分開示決定についても理由がなく、全面開示を要することは明らかである。

A 当該不開示部分が法5条2号イに該当しないこと

- (a) 法5条2号イにいう「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の意義及びその判断基準は、前記イ(イ)B(a)で述べたとおりである。

そして、そこで述べた政党の性格・役割や政党関係者の地位からすれば、政党関係者が公共性の高い会議において発表する目的をもって作成した文書は、当該政党の政治理念や個別の政策決定の正当性を基礎づける情報であるから、広く国民に公開

した上で、民主制の過程において当該政党の政策の是非当否を判断する際の基礎情報とすべきである。

しかも、上述のとおり、本件文書の添付元である特定PTの議事録は、特定政党の消費者政策の適否を基礎づける極めて公益性の高い情報であるから、特定政党の消費者政策を判断する基礎情報として広く国民に公開すべきである。

かかる見地からすれば、本件の政党関係者が作成した文書の開示の適否の判断においては、特定政党と行政との関係性から、開示の可否の判断にあたってはその情報の公益性を優先すべきであり、実際にも開示による政党の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」はないといえることから、本不開示部分についてはこれを開示すべきである。

- (b) また、本不開示部分は、「特定会社Xに関する質問について」と題する文書の「【問1】」ないし「【問3】」である。そして、このそれぞれに対応する「(回答)」からすると、これらの問いは、特定地方公共団体が保有する、特定会社Xの出荷量(頭数)及び特定会社Xの特定家畜に関して卸売業者から特定地方公共団体へ提出されるデータ、特定市場での特定家畜のと畜数、特定会社X問題についての特定地方公共団体への特定会社X相談件数、特定地方公共団体の立入検査などのデータに関するものと考えられる。そうであるとすれば、これらの問いは、特定会社X問題に関する調査をしようとするならば通常考えつく内容のものであり、このような内容の情報が開示されても「政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」はない。

したがって、本不開示部分は、法5条2号イには該当せず、開示を要することは明らかである。

- B 当該不開示部分が法5条2号ただし書に該当し、開示を要すること

また、本不開示部分についても、政党関係者の作成した質問を通じて、党の問題意識や考え方を知ることにより、消費者庁や農林水産省の特定会社Xに関する認識や監督体制の問題点を明らかにすることができるのであり、今後特定会社Xのような甚大な消費者被害が生じることを防止し、もって国民の「生活または財産を保護」することになるのであるから、本不開示部分の情報も、法5条2号ただし書に該当し、開示を要する。

- C 小括

以上に述べたように、当該不開示部分についても不開示理由には理由がなく、開示を要することは明白である。

ウ 文書 3

(ア) 出席議員の氏名及び発言内容

行政庁は、この不開示部分について、「特定会社X問題に関する政党関係者及びその他出席者の問題意識や考え方など、当時の政党等としての認識状況が推測され得る情報が含まれており、当該発言者又は政党等にその内容を確認したものではない。各関係者の同意が得られていないままこれを公にすると、不正確な内容を流布せしめる可能性があるなど、政党等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するものとして不開示とした。

しかし、この部分についても、理由がなく、全面開示がなされるべきことは明らかである。

A 理由付記に不備があり、処分が取り消されるべきであること

処分庁は本不開示部分について上記のような理由で、不開示とした。しかし、「出席議員の発言内容」が処分理由には具体的に記載されておらず、これでは、「特定会社X問題に関する政党関係者の問題意識や考え方など、当時の党としての認識状況等が推測され得る情報が含まれており・・・」という不開示理由の当否を検証することができないし、不開示事由のどれに該当するのかの根拠を知ることができないのであるから、本件不開示決定は、不開示の理由を示したとはいえず、違法である。

B 当該不開示部分は法5条2号イの情報に該当せず開示を要すること

法5条2号イにいう「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の意義及びその判断基準は、前記イ（イ）B（a）に述べたとおりである。そして、そこで述べた政党の性格・性質や政党関係者の地位からすれば、特定PTに出席し、発言をした議員の氏名や発言は、前記イ（イ）B（a）で述べた政党関係者の場合と同じく、当該政党の政治理念や個別の政策決定の正当性を基礎づける情報であるから、広く国民に公開した上で、民主制の過程において当該政党の政策の是非当否を判断する際の基礎情報とすべきである。

もっとも、出席議員は国会議員であることから、その氏名及び発言内容は、政党関係者のそれら以上に公益性が高く、開示すべき要請が高い。

国会議員は、選挙により選出された日本国民の代表として、民意を集約し、国権の最高機関である国会において各種立法や予算承認等に関する議決権の行使を通じて、行政基盤の形成に携

わるべき権能と職責を付与されている公人であるから、一般的に言っても、公式の場での発言についてはその政治信条の発露として、広く国民に公開されるべきである。

しかも、本件の発言の場は、特定政党の特定PTであって、参加議員は、特定会社Xの甚大な消費者被害の実態を把握し、その被害者の救済及び将来の消費者被害の予防に向けて立法等の諸活動を行う目的をもって特定PTに参加して発言しているから、当該発言は、まさに特定政党の消費者政策に直結する内容を有していると言っても過言ではない。したがって、特定PTへの出席議員の発言は、同議員の政治信条の発露という側面のみならず、具体的な議員活動の適切性を監視するという側面からも、公益性の高い情報であり、広く国民に公開し、民主制の過程において当該政党の政策の是非可否及び当該議員の国民代表としての適切性を判断する際の基礎情報とすべきである。

このような国会議員という地位や行政との関係性、さらには特定政党の議員の発言等という特質からすると、当該発言内容の開示には極めて高い公益性が認められるのであるから、開示の可否の判断にあたってはその情報の公益性を優先すべきであるし、実際にも開示による政党の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」はないといえる。

したがって、本不開示部分は法5条2号イの情報に該当しない。
C 当該不開示部分の情報が法5条2号ただし書に該当し、開示を要すること

また、本不開示部分についても、特定PTに出席した議員の発言、意見を明らかにすることで消費者庁や農林水産省の特定会社Xに関する認識や監督体制の問題点を知ることができ、今後特定会社Xのような甚大な消費者被害が生じることを防止し、もって国民の「生活または財産を保護」することにつながるものであり、本不開示部分の情報も、法5条2号ただし書に該当し、開示を要するものであることが明らかである。

D 小括

以上に述べたように、上記不開示部分についても不開示決定が違法であり、また、不開示理由についても理由がなく、開示を要することは明白である。

(イ) 会議に出席した弁護士の氏名

行政庁は、この不開示部分について「特定の個人を識別できるものであり、法5条1号本文前段の情報に該当し、かつ同号ただし書に定めるイないしハのいずれにも該当しない」として不開示とした。

そして、文書 3 は、上記文書 2 と同一の日時に開かれた特定 P T の資料であり、不開示情報となった弁護士の氏名も上記イと同一の情報なのであり、上記イ（ア）において述べた異議事由がそのまま妥当する。

したがって、本不開示部分は法 5 条 1 号本文前段の「個人に関する情報」の除外事項に該当するから、不開示事由には該当せず、また、法 5 条 1 号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、また、同号ただし書口の「人の・・・生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると考えられる情報」に該当するから、開示を要することが明らかである。

（ウ）会議に出席した弁護士の発言内容

行政庁は、この不開示部分について、「個人事業主である弁護士の問題意識や解釈などを記載したものであり、公にすることにより当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するものとして不開示とした。

しかし、この部分開示決定についても理由がなく、全面開示を要することは明らかである。

A 当該不開示部分は法 5 条 2 号イの情報に該当せず開示を要すること

法 5 条 2 号イにいう「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の意義及びその判断基準は、上記イ（イ）B（a）に述べたとおりである。

そして、本件の特定 P T は特定政党の政務調査会傘下の特定調査会が設置したプロジェクトチームであり、その調査結果は同党の消費者政策を基礎付ける重要な役割を担っている。当該 P T に出席した弁護士は、いずれも公共的活動を行う日本弁護士連合会の一員として参加し、我が国最大の消費者被害となった特定会社 X の消費者被害事件の真相究明と被害回復を目的として、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士としての使命を果たすべく、そして特定政党が適正な政策形成を行うよう、職務の一環として責任ある発言を行ったのである。

かかる発言の目的からすれば、発言内容の公開によって害される当該弁護士の「競争上の地位」や「信用やノウハウ」などは存在しないのであるから、発言内容全部を不開示とする必要はない。

また、特定 P T の調査結果は、特定政党の消費者政策に直結する情報として極めて高い公益性を有するものであり、公益性は

プライバシーとの比較衡量を行うにあたって特に重視すべきものである。

そして、このような公益性の高い特定PTの調査期日に参加した弁護士も、自己の氏名を含め、当該期日の審議内容が世論に公表されることを十分に認識して発言しているのであるから、発言内容を開示することにより同人の正当な利益が害されることはない。

したがって、弁護士の発言に関する本不開示部分は法5条2号イに該当しないことからこれを開示すべきである。

B 当該不開示部分は法5条2号ただし書に該当し、開示を要すること

また、本不開示部分についても、特定PTに出席した弁護士の発言内容を通じて、消費者庁や農林水産省の特定政党に関する認識や監督体制の問題点を明らかにすることができるのであり、今後特定政党のような甚大な消費者被害が生じることを防止し、もって国民の「生活または財産を保護」することに資するのであり、本不開示部分の情報も、法5条2号ただし書に該当し、開示を要する。

C 小括

以上に述べたように、上記不開示部分についてもその不開示理由に理由がなく、開示を要することは明白である。

エ 文書4

(ア) 出席議員の氏名及び発言内容

行政庁は、この不開示部分について、「特定会社X問題に関する政党関係者及びその他出席者の問題意識や考え方など、当時の政党等としての認識状況が推測され得る情報が含まれており、当該発言者又は政党等にその内容を確認したものではない。各関係者の同意が得られていないままこれを公にすると、不正確な内容を流布せしめる可能性があるなど、政党等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するものとして不開示とした。

この点につき、文書4は、上記ウの文書3を詳細にした資料と考えられ、ここに記載された出席議員の氏名や発言内容は、上記ウに記載された出席議員の氏名や発言内容と同趣旨のものであるから、これらの不開示に関する議論は上記ウ（ア）に述べた異議事由がそのまま妥当する。

したがって、本不開示部分に関する処分庁の決定は、理由付記に不備があり、処分が取り消されるべきであること、法5条2号イの

情報に該当せず不開示理由には理由がないこと、法5条2号ただし書の「人の・・・生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、開示を要することが明らかである。

なお、本不開示部分には、消費者庁の特定会社Xに対する立入検査や調査に関し、消費者庁における特定会社Xの担当者であった特定審議官、特定課長と出席者の議員とのやり取りが記載されている。そしてこうしたやり取りは、当時の消費者庁の認識や特定会社Xに対する対応を検証し、今後、特定会社Xのような甚大な消費者被害を防止して国民の生活や財産を守るために特に重要な情報といえるから、法5条2号ただし書により、本不開示部分を開示する必要性が極めて高いことを付言しておく。

(イ) 会議に出席した弁護士の氏名

行政庁は、この不開示部分について、「特定の個人を識別できるものであり、法5条1号本文前段の情報に該当し、かつ同号ただし書に定めるイないしハのいずれにも該当しない」として不開示とした。

そして、この不開示部分である、会議に出席した弁護士の氏名の情報は、上記イ（ア）と同一の情報と考えられるから、当該箇所で述べた異議内容がそのまま妥当する。

したがって、本不開示部分は法5条1号本文前段の「個人に関する情報」の除外事項に該当するから、不開示事由には該当せず、また、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、また、同号ただし書口の「人の・・・生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると考えられる情報」に該当するから、開示を要することが明らかである。

(ウ) 会議に出席した弁護士の発言内容

行政庁は、この不開示部分について、「個人事業主である弁護士の問題意識や解釈などを記載したものであり、公にすることにより当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するものとして不開示とした。

そして、この不開示部分である、会議に出席した弁護士の発言内容の情報は、上記ウ（ウ）と同一の情報と考えられるから、当該箇所で述べた異議内容がそのまま妥当する。

したがって、本不開示部分については、会議に出席した弁護士の「権利、競争上の地位その他正当な利益」が害されるおそれ（法5条2号イ）がなく、また、法5条2号ただし書の「人の・・・生活

又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、開示を要することが明らかである。

なお、本不開示部分には、消費者庁の特定会社Xに対する立入検査や調査に関し、消費者庁における特定会社Xの担当者であった特定審議官、特定課長と出席者の弁護士との間でなされたやり取りが記載されている。そしてこれは、当時の消費者庁の認識や特定会社Xに対する対応を検証し、今後、特定会社Xのような甚大な消費者被害を防止して国民の生活や財産を守るために特に重要な情報といえるから、法5条2号ただし書により、本不開示部分を開示する必要性が極めて高いことを付言しておく。

オ 文書5

(ア) 会議に出席した弁護士の氏名

行政庁は、この不開示部分について、「特定の個人を識別できるものであり、法5条1号本文前段の情報に該当し、かつ同号ただし書に定めるイないしハのいずれにも該当しない」として不開示とした。

そして、この不開示部分である、会議に出席した弁護士の氏名の情報は、開催日は異なるものの、特定PTに関するものであり、上記イ(ア)と同種の情報と考えられるから、当該箇所で述べた異議内容がそのまま妥当する。

したがって、本不開示部分は法5条1号本文前段の「個人に関する情報」の除外事項に該当するから、不開示事由には該当せず、また、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、また、同号ただし書口の「人の・・・生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると考えられる情報」に該当するから、開示を要することが明らかである。

(イ) 政党関係者が作成した文書(1枚)

行政庁はこの不開示部分について、「この情報は特定会社X問題に関する政党関係者の問題意識や考え方など、当時の党としての認識状況等が推測され得る情報が含まれており、行政機関側が一方的に明らかにすることがあるとすると、党として公表を意図していない内容を公にすることにつながりかねず、政党関係者が行った政策の検討状況が明らかになることを通じて、政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するものとして不開示とした。

そして、この不開示部分である、政党関係者が作成した文書の情報は、開催日は異なるものの、特定PTに関するものであり、上記

イ（イ）と同種の情報と考えられるから、当該箇所で述べた異議内容がそのまま妥当する。

したがって、本不開示部分について、理由付記が不十分であり、処分が違法であること、また、政党の「権利、競争上の地位その他正当な利益」が害されるおそれ（法5条2号イ）がなく、同号ただし書の、「人の生命、健康、生活、又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、開示を要することが明らかである。

- (ウ) ①日本弁護士連合会提出資料のうち、弁護士が作成した文書（3枚）、②弁護士が作成した文書のうちの弁護士氏名

行政庁は、この不開示部分について、「①この文書の情報は個人事業主である弁護士の問題意識や解釈などを記載したものであり、公にすることにより当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある（法5条2号イに定める情報）」、「②特定の個人を識別できるものであり、法5条1号本文前段の情報に該当し、かつ同号ただし書に定めるイないしハのいずれにも該当しない」として不開示とした。

しかし、この部分開示決定についても理由がなく、全面開示を要することは明らかである。

A ①の理由について

(a) 理由付記に不備があること

まず、本不開示部分は、文書3頁分が全面的に黒塗りとなっているが、このような情報につき、「①この文書の情報は個人事業主である弁護士の問題意識や解釈などを記載したものであり・・・」という不開示理由が付されただけでは、当該情報が法5条2号イに定める不開示事由に該当する根拠を知ることが不可能である。

したがって、このような抽象的な不開示理由は、理由付記として不十分であることが明らかであるから、本件不開示決定は違法である。

(b) 本不開示部分の情報は法5条2号イに該当しないこと

法5条2号イにいう「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の意義及びその判断基準は、上記イ（イ）B（a）に述べたとおりであるところ、上記ウ（ウ）Aで述べたとおり、出席し発言した弁護士は、特定政党の消費者政策を基礎づける重要な役割を担っている特定PTにおいて、日本弁護士連合会の一員として、特定会社Xの消費者被害事件の真相究明と被害回復を目的として、また特定政党が適正な政策形成を

行いうるよう、職務の一環として責任ある発言を行ったのであって、かかる発言の目的からすれば、発言内容の公開によって害される当該弁護士の「競争上の地位」や「信用やノウハウ」などは存在しないのであるから、発言内容を不開示とする必要はない。

また、特定PTの調査結果は、特定政党の消費者政策に直結する情報として極めて高い公益性を有するものであり、公益性はプライバシーとの比較衡量を行うにあたって特に重視すべきものである。

そして、このような公益性の高い特定PTの調査期日に参加した弁護士も、自己の氏名を含め、当該期日の審議内容が世論に公表されることを十分に認識して発言しているのであるから、発言内容を開示することにより同人の正当な利益が害されることはない。

したがって、弁護士の発言に関する本不開示部分の情報は法5条2号イに該当しない。

(c) 本不開示部分の情報が法5条2号ただし書に該当し、開示を要すること

また、特定PTに出席した弁護士の提出資料を通じて、消費者庁や農林水産省の特定会社Xに関する認識や監督体制の問題点を明らかにすることができるのであり、今後特定会社Xのような甚大な消費者被害が生じることを防止し、もって国民の「生活または財産を保護」することに資するのであり、本不開示部分の情報も、法5条2号ただし書に該当し、開示を要する。

(d) したがって、本件不開示部分の不開示の理由には理由がなく、開示を要することは明らかである。

B ②の理由について

(a) 本不開示部分は法5条1号本文前段の情報に該当せず開示を要すること

まず、個人事業主である弁護士の氏名が法5条1号本文前段の「個人に関する情報」の除外事項に該当することは同号本文前段の文理上明らかである。また、特定PTという公式な会合に自ら出席し、資料を作成した弁護士は、自らの氏名が公になることを十分承知の上で会合に出席しているものであり、当該弁護士の氏名はプライバシー性のある情報とはいえ、その意味でも本不開示部分は法5条1号本文前段の情報に該当しない。

(b) 本不開示部分は法5条1号ただし書イに該当し、開示を要すること

法5条1号ただし書イの「慣行として」の意義は上記イ（ア）Bに述べたとおりである。

そして、特定PTの議事録は、特定政党の消費者政策を基礎づける極めて重要な情報であって、会議そのものも公開され、出席者の氏名についてこれを公にすることが禁じられていたという事情も存在しなかった。むしろ、特定PTの開催、参加弁護士の名やその発言内容は、公益性の高い情報として実際に様々なメディアを通じて広く報道の対象になっていたのであるから、不開示の対象となった弁護士の氏名は、事実上の慣行として公にされ、また公にすることが予定されていたといえることができる。

したがって、不開示とされた情報は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として、本不開示部分は法5条1号ただし書イに該当し、開示を要することは明らかである。

(c) 本不開示部分は法5条1号ただし書ロに該当し、開示を要すること

先に述べたような本情報開示請求の目的を達成するためには、消費者庁や農林水産省の特定会社Xに関する認識や監督体制がどのような問題があったのかといった事項を検証することが必要不可欠である。そして特定PTに出席した弁護士の作成資料を明らかにすることで、消費者庁や農水省の当時の対応の問題点を知ることができ、ひいては人の生活または財産を消費者被害から保護することに資するのであるから、法5条1号ただし書ロに該当し、開示を要することは明らかである。

(d) 以上より、本不開示部分の不開示決定が違法であり、また、その不開示理由には理由がなく、全面的開示を要することは明らかである。

(エ) 特定会社Xの法人の印影

行政庁は、この不開示部分について、「公にすることにより印影が偽造されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（法5条2号イに定める情報）及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条4号に定める情報）である」として不開示とした。

しかし、この部分開示決定についても理由がなく、全面開示を要することは明らかである。

A 本不開示部分は法5条2号イに該当しないこと

法5条2号イにいう「競争上の地位」とは、法人等又は事業を

営む個人の公正な競争関係における地位をいい、「その他正当な利益」にはノウハウ、信用等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものと解されている（審査基準第3の2（3）イ、ウ）。

しかし、前述したように、既に特定会社Xは破産し、一切取引等の営業行為を行っておらず、またその法人格は消滅しているのであって、特定会社Xの法人の印影が公になることで「競争上の地位」が害されるおそれはないし、現在、保護されるべき信用やノウハウも存在せず、「その他正当な利益」も害されない。

したがって、この不開示部分は法5条2号イに該当しない。

B 法5条4号に該当しないこと

法5条4号にいう「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいい、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報は含まれないとされている（審査基準第3の4（1））。

前述のように、現在、既に特定会社Xは破産し、その法人格は消滅しているのであり、もはや、その法人印は、法的に意味をもたないのであって、この印影が偽造をされることなどによって、何らかの犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするなどの事態はおよそ想定できない。

したがって、当該不開示部分は、法5条4号にも該当しない。

C 小括

したがって、当該不開示部分は法5条2号イ及び4号に該当せず、不開示理由に理由のないことは明らかである。

カ 文書6

（ア）出席議員の氏名及び発言内容

行政庁は、この不開示部分について、「特定会社X問題に関する政党関係者及びその他出席者の問題意識や考え方など、当時の政党等としての認識状況が推測され得る情報が含まれており、当該発言者又は政党等にその内容を確認したものではない。各関係者の同意が得られていないままこれを公にすると、不正確な内容を流布せしめる可能性があるなど、政党等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するものとして不開示とした。

そして、文書6は、上記イ及びウの文書と開催日時こそ異なるが、同じく特定PTに関する文書であり、不開示情報となった出席議員の氏名や発言内容といった情報は、上記ウ（ア）の不開示部分の出席議員の氏名及び発言内容と同種の情報といえ、当該箇所において

述べた異議事由がそのまま妥当する。

したがって、本不開示部分について、不開示部分の情報を開示しても、会議に出席した弁護士の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」（法5条2号イ）はなく不開示決定に理由がないこと、法5条2号ただし書の「人の・・・生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、開示を要することが明らかである。

(イ) 会議に出席した弁護士の氏名

行政庁は、この不開示部分について、「特定の個人を識別できるものであり、法5条1号本文前段の情報に該当し、かつ同号ただし書に定めるイないしハのいずれにも該当しない」として不開示とした。

そして、文書6は、上記イの文書と開催日時は異なるが、同じく特定PTに関する文書であり、不開示情報となった出席弁護士の氏名は、上記イ（ア）と同種の情報といえ、上記イ（ア）において述べた異議事由がそのまま妥当する。

したがって、本不開示部分は法5条1号の「個人に関する情報」の除外事項に該当するから、不開示事由には該当せず、また、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、また、同号ただし書口の「人の・・・生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するから、開示を要することが明らかである。

(ウ) 会議に出席した弁護士の発言内容

行政庁は、この不開示部分について、「個人事業主である弁護士の問題意識や解釈などを記載したものであり、公にすることにより当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するものとして不開示とした。

そして、文書6は、上記ウの文書と開催日時は異なるが、同じく特定PTに関する文書であり、不開示情報となった出席弁護士の発言内容は、上記ウ（ウ）と同種の情報といえ、当該箇所において述べた異議事由がそのまま妥当する。

したがって、本不開示部分の情報を開示しても、会議に出席した弁護士の「権利、競争上の地位その他正当な利益」が害されるおそれ（法5条2号イ）がなく不開示決定に理由がないこと、また、法5条2号ただし書の「人の・・・生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、開示を要することが明らかである。

なお、本不開示部分には、消費者庁における特定会社Xの担当者

であった特定審議官、特定課長と出席弁護士とのやり取りが記載されていると思われるところ、かかるやり取りをすべて明らかにすることは、当時の消費者庁の認識や特定会社Xに対する対応を検証し、特定会社Xが惹起した甚大な消費者事件による被害の責任の所在を明確にするとともに、今後、同様の消費者被害を防止して国民の生活や財産を守るために特に重要であり、極めて公益性の高い情報といえるから、法5条2号ただし書により、本不開示部分を開示する必要性が高いことを付言しておく。

(エ) 特定会社X関係者の役職名（2ページ23行目）

行政庁は、この不開示部分について、「特定の個人を識別できるものであり、法5条1号本文前段の情報に該当し、かつ同号ただし書に定めるイないしハのいずれにも該当しない」として不開示とした。

しかし、この部分開示決定についても理由がなく、全面開示を要することは明らかである。

A 不開示部分の情報が法5条1号本文前段の情報に該当しないこと

本不開示部分には、特定会社X関係者の役職名が記載されていることをもって不開示とされている。

しかし、役職名そのものから、特定の個人を識別することは不可能である。また、既に特定会社Xが破綻してから3年以上経過した現在において、当時の特定会社Xの資料は既に散逸してしまっているものであり、他の資料と照らし合わせることによって特定の個人を識別することも事実上不可能といっても過言ではない。

従って、本不開示部分の情報は、法5条1号本文前段の「個人に関する情報であって・・・特定の個人を識別できるもの」ということはできない。

B 不開示部分の情報が法5条1号ただし書口の情報に該当し開示を要すること

また、仮に不開示となった本不開示部分の情報が法5条1号本文前段の情報に該当するとしても、かかる情報は、「人の生命、健康、生活、又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、開示を要する。

すなわち、本情報開示請求は、消費者庁や農林水産省における特定商法業者への対応が適切であったか否かを問い、もって、「消費者の利益の擁護及び増進」（設置法3条）を任務とする消費者庁のあり方を検証・是正し、ひいては、今後再び、特定会

社Xが引き起こしたような甚大な消費者被害が起こることを防止することを目的とするものである。

そして、このような目的を達成するためには、消費者庁や農林水産省の特定会社Xに関する認識や監督体制がどのようなものであったのかといった事項を検証することが必要不可欠である。そしてそのためには、当時、消費者庁や農林水産省が、特定会社Xの中のどのような立場の者と接触し、意思疎通を図っていたかということを知ることは極めて重要な事柄である。

したがって、本件で不開示となった特定会社X関係者の役職名は、人の生活又は財産を消費者被害から保護するために必要な情報にあたり、法5条1号ただし書口に該当し、開示を要することは明らかである。

C 小括

以上より、本不開示部分につき、不開示理由がなく、また、開示を要する情報であることは明らかである。

キ 文書7

(ア) 出席議員の氏名及び発言内容

A 行政庁は、この不開示部分について、「特定会社X問題に関する政党関係者及びその他出席者の問題意識や考え方など、当時の政党等としての認識状況が推測され得る情報が含まれており、当該発言者又は政党等にその内容を確認したものではない。各関係者の同意が得られていないままこれを公にすると、不正確な内容を流布せしめる可能性があるなど、政党等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するものとして不開示とした。

B そして、文書7は、上記イ及びウの文書と開催日時は異なるが、同じく特定PTに関する文書であり、不開示情報となった出席議員の氏名や発言内容といった情報は、上記ウ（ア）の不開示部分の「出席議員の氏名及び発言内容」と同種の情報といえ、当該箇所において述べた異議事由がそのまま妥当する。

したがって、本不開示部分の情報を開示しても、会議に出席した議員の「権利、競争上の地位その他正当な利益」が害されるおそれ（法5条2号イ）がなく、また、法5条2号ただし書の「人の・・・生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、開示を要することが明らかである。

C なお、本不開示部分には、消費者庁における特定会社Xの担当者であった特定審議官、特定課長と出席者の議員とのやり取り

が記載されており、その内容は、一般消費者から消費者庁に対する特定会社Xに関する苦情相談の有無・内容や、特定会社Xから消費者庁に対する報告、消費者庁の特定会社Xに対する調査の有無等に関するやり取りが記載されていると思われるところ、かかるやり取りを全て明らかにすることは、当時の消費者庁の認識や特定会社Xに対する対応を検証し、特定会社Xが惹起した甚大な消費者事件による被害の責任の所在を明確にするとともに、今後、同様の消費者被害を防止して国民の生活や財産を守るために特に重要であり、極めて公益性の高い情報といえるから、法5条2号ただし書により、本不開示部分を開示する必要性が極めて高いことを付言しておく。

(イ) 会議に出席した弁護士の氏名

- A 行政庁は、この不開示部分について、「特定の個人を識別できるものであり、法5条1号本文前段の情報に該当し、かつ同号ただし書に定めるイないしハのいずれにも該当しない」として不開示とした。
- B そして、文書7は、上記イの文書と開催日時は異なるが、同じく特定PTに関する文書であり、不開示情報となった出席弁護士の氏名は、上記イ（ア）の「会議に出席した弁護士の氏名」と同種の情報といえ、上記イ（ア）において述べた異議事由がそのまま妥当する。
- C したがって、本不開示部分は法5条1号の「個人に関する情報」の除外事項に該当するから、不開示事由には該当せず、また、同号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、また、同号ただし書口の「人の・・・生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するから、開示を要することが明らかである。

(ウ) 会議に出席した弁護士の発言内容

- A 行政庁は、この不開示部分について、「個人事業主である弁護士の問題意識や解釈などを記載したものであり、公にすることにより当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するものとして不開示とした。
- B そして、文書7は、上記ウの文書と開催日時は異なるが、同じく特定PTに関する文書であり、不開示情報となった出席弁護士の氏名は、上記ウ（ウ）の「会議に出席した弁護士の発言内容」と同種の情報といえ、当該箇所において述べた異議事由が

そのまま妥当する。

- C したがって、本不開示部分の情報を開示しても、会議に出席した弁護士の「権利、競争上の地位その他正当な利益」が害されるおそれ（法5条2号イ）がなく、また、法5条2号ただし書の「人の・・・生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、開示を要することが明らかである。
- D なお、本不開示部分には、消費者庁における特定会社Xの担当者であった特定審議官、特定課長と出席弁護士との間の、一般消費者から消費者庁に対する特定会社Xに関する苦情相談の有無・内容や、特定会社Xから消費者庁に対する報告、消費者庁の特定会社Xに対する調査の有無等に関するやり取りが記載されていると思われるところ、かかるやり取りをすべて明らかにすることは、当時の消費者庁の認識や特定会社Xに対する対応を検証し、特定会社Xが惹起した甚大な消費者事件による被害の責任の所在を明確にするとともに、今後、同様の消費者被害を防止して国民の生活や財産を守るために特に重要であり、極めて公益性の高い情報といえるから、法5条2号ただし書により、本不開示部分を開示する必要性が極めて高いことを付言しておく。

(エ) 特定会社X関係者の役職名（4ページ12行目）

- A 行政庁は、この不開示部分について、「特定の個人を識別できるものであり、法5条1号本文前段の情報に該当し、かつ同号ただし書に定めるイないしハのいずれにも該当しない」として不開示とした。
- B そして、この不開示部分の特定会社X関係者の役職名は、上記カ（エ）の「特定会社X関係者の役職名」と同一の情報が記載されていると考えられるから、上記カ（エ）の異議事由が等しく妥当する。
- C したがって、本不開示部分の情報は、法5条1号本文前段の「個人に関する情報」に該当せず、不開示理由が理由のないものであること、また、「人の生命、健康、生活、又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（同号ただし書ロ）に該当し開示を要することが明らかである。

ク 結語

以上のとおり、処分庁が異議申立人の開示請求に対して、不開示決定をする理由がないことが明らかである。

また、原処分2は、不開示部分について、これらを「公にすること

により・・・おそれがある。」などとしているが、PT会合は、すでに報道機関の目に触れているのであり、今回、異議申立人の請求に応じて文書を開示しても、それによって、新たに何らかの「弊害」が生じるものでもない。処分庁は、開示による「弊害」に過度に神経をとがらせるのではなく、積極的に開示に応じるべきである。

最後に、消費者庁は、「消費者の利益の擁護及び増進」（設置法3条）のため、この度の特定商法による消費者被害と同様の被害が発生することを防止すべく、これまでの調査活動、法執行に関する情報を国民に開示し、「その諸活動を国民に説明する責務」（法1条）を果たすことこそが求められている。そのためにこそ異議申立人は、本件の全面的な文書開示を求める次第である。

(5) 意見書2（平成26年（行情）諮問第616号）

原処分2は、全く同一不開示事由で一部不開示となっている不開示部分がそれぞれ複数存在し、また、これらについての諮問庁の理由説明書2の意見も大部分が共通の内容となっている。

そこで、以下においては、不開示理由が共通する不開示部分ごとに異議申立人の意見を述べることとする。

ア はじめに

上記（2）アと同旨

イ 本件不開示部分3, 7, 10, 12, 15, 18及び22について

（ア）異議申立人の意見

A 本不開示部分は法5条1号本文前段に該当せず、不開示事由に該当しないこと

本不開示部分に記載された、特定PTに参加した弁護士の氏名については、当該弁護士が公共的活動を行う日本弁護士連合会の一員として、同じく高い公益性を有する特定PTに出席したものであり、その氏名を匿名にする必要がなく、氏名を秘匿することで当該弁護士に何らの不利益も生じない、プライバシー性を有しない情報であり、法5条1号本文前段の情報に該当しないことは異議申立書2に記載したとおりである。

これに対し、諮問庁は、理由説明書2において「氏名は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することのできるものであるから、法5条1号本文前段に該当する」旨反論をする。

しかしながら、本不開示部分を開示することが、法5条1号本文前段の保護しようとした、個人のプライバシーを何ら侵害することにならないことは前述した通りなのであり、かかる諮問庁の形式的な反論は不開示事由の具体的な該当性判断を放棄するものであって極めて不当である。

以上の通り、本不開示部分は実質的にプライバシー性を有しない情報なのであって、これを開示することに何らの支障もないのであるから、情報公開の原則（法5条柱書き）に則り速やかにこれを公開すべきである。

B 本不開示部分は法5条1号ただし書イに該当し開示を要すること

本不開示部分に記載された、特定PTに出席した弁護士の氏名が既に様々な媒体を通じて公になり、法5条1号ただし書イの「慣行として・・・公にすることが予定されている情報」にあたることは異議申立書2において既に述べた通りである。

これに対し、諮問庁は、「同条項の『慣行として』の解釈については、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事情にとどまる限り、『慣行として』には当たらないとされている（詳解情報公開法49ページ）」という記載を引用した上で、「当該弁護士の氏名が報道されていたとしても、それは特定会社X問題という個別的な事例にとどまるのであるから、『慣行として』には当たらない」と反論する。

しかしながら、上記詳解情報公開法の記載は、不開示部分に記載された情報と「同種の情報」が公開された個別的な事例があった場合でも、不開示部分に記載された情報そのものが「慣行として公にされることが予定される」情報に該当するものではないという趣旨を述べたものにすぎず、当該不開示となった氏名そのものが公になっている本件のような場合には妥当しない。このように、諮問庁の反論は、文献の趣旨を自らに都合良く曲解したものであり、失当であることが明白である。

したがって、法5条1号ただし書の観点からも、本不開示部分は開示がなされるべきである。

C 本不開示部分は法5条1号ただし書ロに該当し開示を要すること

本不開示部分を開示することが、一般消費者の保護につながることに、また、こうした利益は、実質的にプライバシー性を有しない弁護士の氏名を不開示にすることによって保護される利益よりもはるかに優越し、本不開示部分を法5条1号ただし書ロによって開示すべきことは既に異議申立書2において述べた。

これに対し諮問庁は、「当該弁護士の氏名を公表することがどうして一般消費者の生活又は財産を保護することにつながるのか、その直接的かつ具体的な因果関係についての説明がなく、当該弁護士の氏名を公にすることの意義が不明である」旨反論

する。

しかしながら、特定PTが開催された当時において、消費者庁や農水省がどのような認識を有し、また、消費者庁や農水省による特定会社Xに対する対応が適切なものであったかを明らかにすることによって、消費者庁や農水省の特定会社Xへの対応や監督体制の問題点を明らかにすることができるが、農水省や消費者庁の対応、監督上の問題点が明らかになり、公の批判の対象になれば、これら問題点を改善する契機が生まれることとなり、将来において、特定会社Xのような甚大な消費者被害の発生あるいは拡大を防止し、一般消費者の生活又は財産を保護することにつながる。

そして、消費者庁や農水省がどのような認識を有していたか、また、消費者庁や農水省による特定会社Xに対する対応が適切なものであったかを明らかにするためには、特定PTにおいて、個々の参加者と農水省や消費者庁の担当者との間でどのような会話のやり取りがなされたかを明らかにする必要があるが、口頭での会話のやり取り等は、いうまでもなく、それが誰と誰の間でなされたかが重要なのであるから、本不開示部分に記載された弁護士の名を公表することが、一般消費者の生活又は財産を保護することにつながることは明らかである。

したがって、本不開示部分を公開することと、一般消費者の生活、財産を保護することとの間には直接的かつ具体的な因果関係が存するのであって、この点に関する諮問庁の反論が失当であることは明らかである。

以上より、処分庁は、法5条1号ただし書口により、本不開示部分を開示すべきである。

D 本不開示部分は法5条2号イに該当せず、開示を要すること

諮問庁はまた、「弁護士がいかなる問題意識を有し、それを基にどのような事案に関与するかは正に事業を営む当該弁護士個人の当該事業に関する情報である」として、本不開示部分が法5条2号イの「個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある情報に該当する旨主張する。

しかしながら、審査基準第3の2(3)エによれば、「権利、競争上の地位その他正当な利益を『害するおそれ』があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々な種類のものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法

上の権利（信教の自由，学問の自由等）の保護の必要性，当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮するものとする。また，この『おそれ』の判断に当たっては，単なる確率的な可能性ではなく，法的保護に値する蓋然性が認められるかどうかにより判断する」ものとされている。

そこでかかる審査基準に従い本不開示部分について検討するに，本不開示部分の氏名の弁護士は，通常の弁護士の職務ないし事業としてではなく，公共的活動を行う日本弁護士連合会の一員として，同じく高い公益性を有する特定PTに出席したものであり，その公益的な業務ないし職務の特質からして氏名の秘匿の必要性はない。しかも，この特定PTは，消費者庁や農水省及び特定政党の国会議員等も参加したものであり，行政の在り方とも密接な関係性をもったものである。さらに，当該弁護士が日本弁護士連合会の一員として公益活動への参加した事実が公開されることは弁護士の職務ないし業務上の利益につながることはあっても，不利益を与える事態はおおよそ想定できない。

したがって，当該PTに参加した弁護士の職務の特質に鑑みれば，当該弁護士の氏名を殊更に秘匿し，これを保護する必要性は全く存しないのであり，当該弁護士の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないというべきである。

したがって，本不開示部分は法5条2号イに該当せず，開示を要することは明らかである。

(イ) 小括

以上のことから，本件不開示部分3，7，10，12，15，18及び22は，いずれも不開示事由に該当せず，開示を要することが明らかである。

ウ 本件不開示部分4，5及び13について

(ア) 異議申立人の意見

A 理由付記に不備があり，本件処分が違法であり，取り消されるべきこと

異議申立書2においても述べた通り，理由付記については，開示請求者において，「非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るもの」である必要がある。

開示決定において，処分庁は本不開示部分のいずれについても「この情報は特定会社X問題に関する政党関係者の問題意識や考え方など，当時の党としての認識状況等が推測され得る情報が含まれており，行政機関側が一方的に明らかにすることがあるとすると，党として公表を意図していない内容を公にするこ

とつながりかねず、政党関係者が行った政策の検討状況が明らかになることを通じて、政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」とする。

しかし、そもそも、本不開示部分のみならず、本件不開示部分4、5、6、9、13、17及び21の7つの部分にも前述した全く同一の不開示理由を用いていることからして、処分庁が果たして当該文書の特質に即して具体的に不開示理由を検討したのか極めて疑わしい。また、不開示理由として記載されている、「特定会社X問題に関する政党関係者の問題意識や考え方など、当時の党としての認識状況等が推測され得る情報が含まれており、行政機関側が一方的に明らかにすることがあるとすると、党として公表を意図していない内容を公にすることにつながりかねない」という、言い切りないし断定に近い理由では、特定会社X問題に関する政党関係者のどのような性質の問題意識や考え方が記載され、それによってどの程度党としての認識状況等を推測させ、また、それが党として公表を意図しない性質のものなのか、ひいては党の競争上の地位その他正当な利益が脅かされるような内容の情報なのかを判断することが出来ないのであって、不開示事由に該当することをその「根拠とともに」了知できるものといえない。

諮問庁は、「本件不開示部分4は、この黒塗りにした内容全体が主に法5条2号の不開示部分として該当するものであることは、原処分2において真摯な説明を尽くしている」とするが、前述した通り、このようないわば使い回しの具体性に欠く理由付記では、本不開示部分が法5条2号イに該当することを「その根拠とともに」了知できず不十分であるし、理由付記を要求することによって、行政庁の恣意を抑制しようとした行政手続法8条1項本文の趣旨を没却するものであり、理由付記に違法の瑕疵があることは明白である。

なお、従来、本件不開示部分5については、異議申立書2において理由付記の不備を主張していないが、本件不開示部分5についても理由付記の不備の違法があることは明らかである。

B 本不開示部分は法5条2号イに該当せず、不開示事由に該当しないこと

審査基準が定める法5条2号イの「害するおそれ」の判断枠組みは前記イ（ア）Dに述べた通りであり、当該法人等の性格や当該法人等と行政との関係等を十分考慮することとされている。

そして、法人の性格や当該法人等と行政との関係等に即して本

不開示部分を検討すると、本不開示部分は、民意の担い手である政党の関係者によって作成された文書であり、民意の担い手である政党という法人の作成した文書は知る権利の実質化という観点から、主権者たる国民に対しこれを開示する必要性が高い。ましてや本不開示部分は、特定政党の政党関係者が作成した資料なのである。処分庁の主張するとおり、本不開示部分に「特定会社X問題に関する政党関係者の問題意識や考え方など、当時の党としての認識状況等が推測され得る情報が含まれている」とするならば、本不開示部分の情報は、特定政党、ひいては消費者庁、農水省の消費者政策を窺い知る上で公益性が非常に高い情報であり、開示の必要性は極めて高いものといえる。そして、こうした公益性及び開示の必要性の極めて高い内容の情報については、仮に当該政党に秘匿の利益が認められるとしても、それは国民の知る権利を前に後退するというべきであり、主権者たる国民に対し当該情報を秘匿する「法的保護に値する蓋然性」は認められず、法5条2号イの情報に該当しない。

加えて、特定政党の関係者が、いやしくも特定PTという外部有識者の集まる会合において対外的に配布した資料が開示されることによって、不開示理由に挙げられているような、「党として公表を意図していない内容を公にすることにつながる」事態が生じること自体想定し難いのである。

このように、本不開示部分が開示されることによって、政党の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれは全く存しない。

このような異議申立人の主張につき、諮問庁は、「個別の対象文書の不開示決定の是非についての検討を放棄したものであり、何ら根拠のないもの」、「政党が公益性や公共性を有することは、文書を開示すべき理由には全くなならない」などと主張する。しかし、異議申立人の主張は前述の通り、審査基準を踏まえ、「法人」の性質を具体的に検討したものであることからすれば、こうした主張こそが個別の対象文書についての具体的検討を放棄したものであり、また、自ら策定した審査基準も無視する不当なものであることは論を待たない。

以上に述べてきたとおり、本不開示部分は法5条2号イに該当せず、むしろこれを開示すべき要請の高いものであるから、処分庁は速やかに本不開示部分を開示すべきである。

C 本不開示部分は法5条2号ただし書に該当し、開示を要すること

本不開示部分についても、すでに述べたところと同様、特定政党と消費者庁、農水省の担当者とのやり取りや議論の状況を明らかにすることで、当時の消費者庁や農水省の認識、ひいては消費者庁や農水省の特定会社Xに対する対応や、監督体制の問題点を明らかにし、公の批判の対象になれば、そうした問題点を改善する契機が生まれることとなり、将来において、特定会社Xのような甚大な消費者被害の発生あるいは拡大を防止し、一般消費者の生活又は財産を保護することにつながる。

そして、政党関係者の作成した資料は、政党関係者がどのような事実に即して、また、どのような問題意識のもと、特定PTにおいて消費者庁や農水省の担当者とのやり取りや議論を行ったかを窺い知る上で必要不可欠な情報であるから、本件不開示部分4は、法5条2号ただし書の情報に該当するというべきである。

この点につき、諮問庁は、「本件不開示部分4を公にすることが、どうして国民の生活又は財産の保護につながるのか、その直接的かつ具体的な因果関係についての説明が一切ない、あるいは「漠然とした概念的かつ抽象的な可能性」と主張する。

しかし、本件不開示部分4を開示することと、一般消費者の生活又は財産を保護することとの間に具体的・直接的な因果関係が存することは前述の通りなのであり、諮問庁の批判はあたらないというべきである。

したがって、本不開示部分は、法5条2号ただし書の人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報に該当するため、処分庁としては、速やかにこれを開示すべきである。

(イ) 小括

以上のことから、本件不開示部分4、5及び13は、いずれも不開示事由に該当せず、開示を要することが明らかである。

エ 本件不開示部分6、9、17及び21について

(ア) 異議申立人の意見

A 理由付記に不備があり、本件処分が違法であり、取り消されるべきこと

前述の場合と同様、処分庁は本件不開示部分4、5、6、9、13、17及び21の7つの不開示部分すべてについて全く同一の不開示理由を挙げており、各不開示部分につき、各文書の特殊性に応じた具体的な検討を行ったのか、極めて疑わしいし、不開示理由として記載されている、「特定会社X問題に関する政党関係者の問題意識や考え方など、当時の党としての認識状況

等が推測され得る情報が含まれており、行政機関側が一方的に明らかにすることがあるとすると、党として公表を意図していない内容を公にすることにつながりかねないという言い切りないし断定に近い理由付記だけでは、特定会社×問題に関する政党関係者のどのような性質の問題意識や考え方が記載され、それによってどの程度党としての認識状況等を推測させ、また、それが党として公表を意図しない性質のものなのか、ひいては、党の競争上の地位その他正当な利益が脅かされるような内容の情報なのかを判断することが出来ないのであって、不開示事由に該当することをその「根拠とともに」了知できるものといえず、また、理由付記を要求することによって、行政庁の恣意を抑制しようとした行政手続法 8 条 1 項本文の趣旨を没却するものである。

したがって、本不開示部分に関する理由付記には不備があるというべきである。

なお、かかる理由付記について諮問庁は、理由説明書 2 において、『『出席議員の発言内容』を具体的に記載することは、不開示部分を開示することと等しい』旨主張する。

しかし、不開示部分の内容にわたらない範囲で本不開示部分に記載された不開示理由を表現することも可能である。また、審査基準第 3 の 2 (3) エからも明らかな通り、権利、競争上の地位その他正当な利益を「害するおそれ」があるかの判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、「法的保護に値する蓋然性」が求められる以上、処分庁としては、いかなる事情から本件においてこうした「法的保護に値する蓋然性」が認められると判断するに至ったのか、理由を付記すべきである。

このような意味において、諮問庁の主張は失当であることが明らかであり、原処分 2 はその理由付記に不備があり、違法なものであることが明らかである。

B 本不開示部分は法 5 条 2 号イに該当せず、不開示事由に該当しないこと

法 5 条 2 号イの当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する「おそれ」の意義及び判断枠組みについては前記イ (ア) D において述べた通りであり、同条項の「おそれ」については、「法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ」、「法人等又は事業を営む個人と行政との関係を十分考慮」し「法的保護に値する蓋然性」があるか否かによって判断される。

そこで、本件不開示部分 6, 9, 17 及び 21 を検討するに、いずれも特定 P T に出席した特定政党議員の氏名及び発言内容が記載されているものである。そして、こうした記載内容も、前述した政党関係者の作成した資料と同様、与党の議員が作成したという点で、国民の知る権利の実質化という観点から、開示の要請は高い。また、国会議員が国民の信託を受け、民意を国政に直接的に反映させるものであり、その国政への影響力が大きいこと、しかも、この国会議員の発言内容に鑑みれば、出席議員の発言内容は開示の要請は政党関係者の作成資料にも増して高い。

したがって、こうした公益性及び開示の必要性の極めて高い内容の情報については、仮に当該政党に秘匿の利益が認められるとしても、それは国民の知る権利を前に後退し、主権者たる国民に対し当該情報を秘匿する「法的保護に値する蓋然性」は認められず、法 5 条 2 号イの情報に該当しないというべきである。

諮問庁は、この点について、「本件不開示部分 6 の作成主体が「政党」である点を殊更強調し、特定政党の関係者が開催した会議及びそれに関連する文書は公共性の高いものであるから広く開示すべきであるとする異議申立人の主張は、個別の対象文書の不開示決定の是非についての検討を放棄したものであり、「政党の公益性や公共性は文書を開示すべき理由には全くなならない」等と主張する。

しかし、この点についても、異議申立人の主張は前述した通り、他ならぬ消費者庁自身が定めた審査基準に則り、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、本件の場合において党に法的保護に値する蓋然性が認められるかを述べたものである以上、かかる主張こそが、本不開示部分に関する個別具体的な検討を放棄し、また自ら定めた審査基準を無視する失当な主張であることは明らかである。

以上から、本不開示部分の情報は、法 5 条 2 号イの情報に該当しないのであるから、処分庁としては、これらを公開すべきである。

C 本不開示部分は法 5 条 2 号ただし書に該当し、開示を要すること

特定 P T が開催された当時において、消費者庁や農水省がどのような認識及び対応の適切性等の問題点を明らかにし、これを公の批判にさらすことによって、問題点を改善する契機が生まれることとなり、将来において、特定会社 X のような甚大な消

費者被害の発生あるいは拡大を防止し、一般消費者の生活又は財産を保護することにつながることは前述したとおりである。

そして、こうした事項を明らかにする上で、特定PTにおいて、出席議員がどのような発言をし、この者と消費者庁や農水省の担当者らとどのようなやり取りを交わしたかを知ることが不可欠である。したがって、本不開示部分を公にすることが、一般消費者の生活又は財産を保護することにつながることは明らかである。

諮問庁は、異議申立人によるこうした主張を「抽象的かつ漠然」としてしていると主張するが、本不開示部分の開示が人の生活又は財産を保護するために必要な情報に該当し、開示を要することは前述した通りであって、こうした主張は失当であるというべきである。

したがって、本不開示部分は法5条2号ただし書に該当する。

(イ) 小括

以上のことから、本件不開示部分6, 9, 17及び21はいずれも不開示事由に該当せず、開示を要することが明らかである。

オ 本件不開示部分8, 11, 14, 19及び23について

(ア) 異議申立人の意見

A 本不開示部分は法5条2号イに該当せず、不開示事由に該当しないこと

法5条2号イの「おそれ」の判断枠組みについては前記イ(ア)Dで述べた通りであり、「法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ」、「当該法人等または行政との関係等を十分考慮する」ものとされる。

そこでかかる審査基準に従い、本不開示部分について検討するに、不開示部分の氏名の弁護士は、通常の弁護士の職務ないし事業としてではなく、公共的活動を行う日本弁護士連合会の一員として、同じく高い公益性を有する特定PTに出席したものであり、その公益的な業務ないし職務の特質からして氏名の秘匿の必要性はない。しかも、この特定PTは、消費者庁や農水省及び特定政党の国会議員等も参加したものであり、行政のありかたとも密接な関係性をもったものである。さらに、当該弁護士が日本弁護士連合会の一員として公益活動への参加した事実が公開されることは弁護士の職務ないし業務上の利益につながることはあっても、不利益を与える事態はおよそ想定できない。

したがって、特定PTに参加した弁護士の職務の特質に鑑みれ

ば、当該弁護士の氏名を殊更に秘匿し、これを保護する必要性は全く存しないのであり、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないというべきである。

したがって、本不開示部分は法5条2号イに該当せず、開示を要することは明らかである。

このような異議申立人の主張に対し、諮問庁は、「個別の対象文書の不開示決定の是非についての検討を放棄したものであり、何ら根拠のないもの」、「政党が公益性や公共性を有することは、文書を開示すべき理由には全くなならない」などと主張するが、異議申立人の主張は前述の通り、審査基準を踏まえ、「法人」の性質を具体的に検討したものであることからすれば、こうした主張こそが本件の特質を無視したものであり、また、自ら策定した審査基準も無視する不当かつ失当なものである。

したがって、本不開示部分は、法5条2号イに該当しない。

B 本不開示部分は法5条2号ただし書に該当し、開示を要すること

消費者庁や農水省の特定会社Xに対する認識、対応の適切性等を明らかにすることによって、これを公の批判の対象にし、消費者庁ないし農水省の改善の契機が生まれ、将来において、特定会社Xのような甚大な消費者被害の発生あるいは拡大を防止し、一般消費者の生活又は財産を保護することにつながることは先に述べた通りである。

そして、特定PT開催時における消費者庁や農水省の認識を明らかにするためには、消費者庁や農水省の担当者と参加弁護士とのやり取りの内容を把握し、弁護士がどのような問題意識を持ち、どのような発言内容をしたのかを明らかにすることが不可欠であるといえるから、本不開示部分に記載された特定会社X関係者の役職名を公表することが、一般消費者の生活又は財産を保護することにつながることは明らかである。

諮問庁は、異議申立人によるこうした主張を「抽象的かつ漠然」としたものである旨主張するが、本不開示部分の開示が人の生活又は財産を保護するために必要な情報に該当し、開示を要することは前述した通りであって、こうした主張は失当であるというべきである。

(イ) 小括

以上のことから、本件不開示部分8, 11, 14, 19及び23はいずれも不開示事由に該当せず、開示を要することが明らかである。

カ 本件不開示部分 16 について

(ア) 異議申立人の意見

A 本不開示部分は法 5 条 2 号イに該当せず、不開示事由に該当しないこと

特定会社 X の法人格が消滅した現時点において、すでに特定会社 X の権利や競争上の地位及びその他正当な利益が観念出来ない以上、本件不開示部分 16 の特定会社 X の印影が開示されることによって、特定会社 X の権利、または競争上の地位等が害されるおそれがないことは既に異議申立書 2 において述べた。

以上の異議申立人の主張に対し、諮問庁は、「特定会社 X は、破産手続を終結して法人格が消滅しているが、その事実は法律的には周知されているとしても、実際上は世間一般に知れ渡って誰しもが知っているわけではないため、特定会社 X の役員の印影を用いた詐欺行為によって消費者が被害を被るおそれがある。したがって特定会社 X の権利その他正当な利益が害されるおそれがあるといえる」と主張する。

しかし、特定会社 X の役員の印影を用いた詐欺行為によって消費者が被害を被ることが、何故に特定会社 X の権利その他の正当な利益が害されることにつながるのか、その論旨が全く不明である（誤植であろうか）。

したがって、本不開示部分は法 5 条 2 号イの情報に該当しないことが明らかである。

B 本不開示部分は法 5 条 4 号に該当しないこと

本件不開示部分 16 の特定会社 X の印影が開示されることで、何らかの犯罪を誘発し、あるいは、犯罪の実行を容易とする事態が想定できないことは既に異議申立書 2 において述べた。

これに対し、諮問庁は、理由説明書 2 において、「当該印影を使用して虚偽の契約書を作成し、その契約書をもって、損害を受けたと主張して損害賠償請求訴訟を提起する事態」あるいは「特定会社 X の役員の印影を用いて、特定会社 X と契約していた消費者を狙った詐欺行為を誘発」するなどとして、「犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある」と従来主張を繰り返す。

しかしながら、偽造した虚偽の契約書をもって損害賠償請求訴訟を提起することそれ自体、現実味に乏しい主張であるし、特定会社 X がすでに破産した現段階において、「特定会社 X の役員の印影を用いて、特定会社 X と契約していた消費者を狙った詐欺行為」として、どのような詐欺行為が考えられるのか、諮問庁の主張からは明らかではない。

また、こうした極めて抽象的かつ現実性に乏しい犯罪の発生可能性を理由に不開示とすることが認められるのであれば、實際上、規制行政に関わる行政文書は、そのすべてが、「犯罪の予防に支障を及ぼす」として、不開示とすることが許される事態になりかねないのであって、こうした諮問庁の見解が解釈論としての妥当性、均衡性を欠いており、諮問庁の主張は失当である。

したがって、本件不開示部分16は法5条4号に該当しない。

(イ) 小括

以上のことから、本件不開示部分16は法5条2号及び4号不開示事由に該当せず、開示を要することが明らかである。

キ 本件不開示部分20及び24について

(ア) 異議申立人の意見

A 本不開示部分は法5条1号本文前段に該当せず、不開示事由に該当しないこと

特定会社Xがすでに破綻して3年以上が経過した現時点において、本不開示部分の情報から、特定の個人を識別することが事実上不可能であり、法5条1号本文前段の情報に該当しないことは既に異議申立書2において述べた通りである。

これを敷衍するに、本不開示部分に記載された特定会社Xの関係者の役職名は、特定会社X自体の資料の散逸、また当時の人事異動等を考えれば、匿名性の極めて高い情報であって、登記されていた取締役のような役職であれば別論、通常の役職名から個人を識別することは著しく困難である。

このように、個人の識別が困難である以上、すでに消滅した法人の役職名自体にプライバシー性はないというべきである。

したがって、本不開示部分は法5条1号本文前段に該当しない。

B 本不開示部分は法5条1号ただし書口に該当し開示を要すること

特定PTが開催された当時において、消費者庁や農水省がどのような認識を有していたか、また、消費者庁や農水省による特定会社Xに対する対応が適切なものであったかを明らかにすることによって、消費者庁や農水省の特定会社Xへの対応や監督体制の問題点を明らかにすることができる。こうして農水省や消費者庁の対応、監督上の問題点が明らかになり、公の批判の対象になれば、そうした問題点を改善する契機が生まれることとなり、将来において、特定会社Xのような甚大な消費者被害の発生あるいは拡大を防止し、一般消費者の生活又は財産を保護することにつながる。

そして、消費者庁や農水省がどのような認識を有していたか、また、消費者庁や農水省による特定会社Xに対する対応が適切なものであったかを明らかにするためには、特定PTにおいて、消費者庁や農水省の担当者あるいは個々の担当者が、特定PTの開催当時、特定会社Xの担当者とどのようなやり取りを交わしたかを知ることは不可欠。農水省や消費者庁の担当者との間でどのような会話のやり取りがなされたかを明らかにする必要があるが、口頭での会話のやり取り等は、言うまでもなく、それが誰と誰の間でなされたかが重要なのであるから、本不開示部分に記載された特定会社X関係者の役職名を公表することが、一般消費者の生活又は財産を保護することにつながることは明らかである。

諮問庁は、異議申立人によるこうした主張を「抽象的かつ漠然」としているとして主張するが、本不開示部分の開示が人の生活又は財産を保護するために必要な情報に該当し、開示を要することは前述した通りであって、こうした主張は失当であるというべきである。

(イ) 小括

以上から、本件不開示部分20及び24はいずれも不開示事由に該当せず、開示を要することは明らかである。

ク 結語

以上に述べてきたところから、原処分2は、法の定める不開示理由に該当しないことが明らかである上、諮問庁の挙げる不開示理由、諮問理由が失当であり、不開示部分については、いずれも開示を要することが明白であるので、処分庁が行った一部不開示決定（原処分2）を取り消す旨の答申を求め、本意見書2の提出に至った次第である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書1（平成26年（行情）諮問第464号）

(1) 概要

ア 異議申立人は、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、行政文書開示請求を行い、処分庁は、同日付けでこれを受け付けた（以下「本件開示請求」という。）。

イ 本件開示請求については、請求する行政文書の名称等の補正がなされた。

ウ 処分庁は、本件開示請求について、法11条の規定に基づき、開示決定等の期限を延長した。

エ 処分庁は、本件開示請求について、対象となる行政文書（本件対象

文書)のうち開示可能な部分(以下「本件対象文書1」という。)を特定し、平成26年4月10日付けで、法11条に定める「開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分」について、法5条各号の規定に該当する不開示情報に該当する部分を除いて開示する決定(原処分1)を行った。

なお、本件対象文書のうち残りの行政文書(以下「本件対象文書2」という。)については、前記ウの開示決定等の期限を延長した際に、平成26年6月23日までに開示決定等をする予定であることを異議申立人宛てに明らかにしている。

オ 異議申立人は、前記エの原処分1を受けて、法14条2項の規定に基づき、処分庁に対し、行政文書の開示の実施方法等の申出を行い、処分庁はこれを受け付けた。

カ 処分庁は、前記オの行政文書の開示の実施方法等申出書を受けて、異議申立人に対し、原処分1を行った文書の開示を実施した。

キ 異議申立人は、原処分1に係る不開示理由のうち法5条2号イ、5号及び6号イの規定に該当するとした理由は本件対象文書1の一部を不開示とする正当な理由にならないとして、行政不服審査法6条2号の規定に基づき、原処分1を取り消し、本件対象文書1のうち上記規定に該当することを理由に処分庁が不開示を決定した文書を開示する決定を求める旨の異議申立て(以下「本件異議申立て1」という。)を行った。

ク 本件異議申立て1を受け、原処分1の適法性及び妥当性につき改めて慎重に検討した結果、諮問庁は原処分1を適法かつ妥当なものと認めた。

したがって、異議申立人の主張には理由がないから、行政不服審査審法47条2項の規定に基づき、本件異議申立て1を棄却したく、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

(2) 異議申立人の主張に関する検討

ア 異議申立人の主張(異議申立ての趣旨及び理由)
(省略)

イ 異議申立人の主張についての検討

(ア)「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務」があることをもって本件対象文書1の一部不開示が極めて不当とはならないこと

異議申立人は、法1条や設置法3条を根拠に、消費者庁が「その諸活動を国民に説明する責務が全うされる」べく、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるようになるため、国民に対する説明責任を果たす義務を負っているにもかかわらず、行政文書を一部不開示としたことが極めて不当であると主張する。

確かに法は、国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであることから、行政情報は原則開示との考え方に立っている。

しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があることから、法5条は、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として規定し、不開示とする具体的理由については、同条各号に規定している。

すなわち、法5条は、開示しないことの利益を明確に認め、同条各号において不開示情報となるものを類型かつ詳細に定めているのである。したがって、「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務」があることをもって、直ちに、本件対象文書1の一部不開示が極めて不当とはならないことは明白である。

処分庁は、本件異議申立て1により開示を求められた各不開示部分について、開示することによってなしうる政府の諸活動を国民に説明する責務を十分踏まえた上で、各不開示部分が同条各号により保護すべき利益を有しているか慎重に検討したものであり、決してその諸活動を国民に説明する責務を放棄したものではなく、その判断手法は、適法かつ妥当なものである。

(イ) 本件不開示部分1について

異議申立人は、本件不開示部分1について、特定会社Xの破産、法人格の消滅を理由に、特定会社Xの権利や競争上の地位その他正当な利益が害されるという事態が起こり得ないこと及び犯罪の予防に支障を来すというような事態は想定できず、法5条2号イ及び4号該当性を否定する主張をしている。

しかし、当該印影を公にすることにより、例えば特定会社Xの役員の印影が偽造され、虚偽の契約書を作成し、その契約書をもって損害を受けたと主張して損害賠償請求訴訟を提起する事態が発生するおそれがある。また、特定会社Xの役員の印影を用いて、特定会社Xと契約していた消費者を狙った詐欺行為等の犯罪行為を誘発しかねず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

特定会社Xは、破産手続を終結して法人格が消滅しているが、その事実は法律的には周知されているとしても、実際上は世間一般に知れ渡って誰しもが知っているわけではないため、特定会社Xの役員の印影を用いた詐欺行為によって消費者が損害を被るおそれがある。

したがって、特定会社Xの権利その他正当な利益が害されるおそれ及び犯罪の予防に支障を来すおそれがあるため、本件不開示部分1は法5条2号イ及び4号に該当し、異議申立人の主張には理由が

なく、原処分１の正当性を覆すものではない。

(ウ) 本件不開示部分２について

A 本件不開示部分２は、公になることが想定されていたものではないこと

異議申立人は、本件不開示部分２について、想定問答の参考資料の内容であることから、本件不開示部分２も必要があれば公になることが想定されていたものであって不開示とすべき性質のものではないと主張する。

しかし、想定問答の答弁本体であれば公になることが想定されているものの、資料の中には、答弁者のみが参照し得る参考情報又は手持ち資料として部外秘の情報を掲載していることもあるため、答弁資料の中に記載されているもの全てが公にされることが想定されているわけではない。公にすべきかどうかは文書ごとに個別具体的に判断する必要がある。

当該不開示部分である参考資料は、答弁書の参考資料として答弁の内容を補足するものとして作成されたものである。その場において答弁することが想定されていたもの、すなわち、公にすることを想定していた部分は答弁本体のみである。

したがって、想定問答の参考資料の内容であるから公になることが想定されていたものであるとの異議申立人の主張は失当である。

B 本件不開示部分２について法５条５号が該当すること

異議申立人は、特定会社Xは既に破産して法人格が消滅していること、本件不開示部分２は農水省からの引継ぎ事項に関する過去の経緯が記載されたものであり、今後行政機関の最終的な意思決定が予定されていないことから、本件不開示部分２は法５条５号に該当しないと主張する。

しかしながら、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合には法５条５号に該当し得るとされている（詳解情報公開法７５頁）。

本件においても、預託法違反調査の過程において内部で審議・検討された内容は、特定会社Xの案件特有の内容ではなく、将来の同種の預託法違反調査に係る意思決定に共通し、連続性を有する内容である。

したがって、率直な意見交換又は意思決定の中立性は、その後もその意思決定を基礎として後の意思を形成し、組織としてその意思は承継されており、率直な意見交換又は意思決定の中立

性は現在もなお確保されるべきものであるもので、特定の事業者の消滅によって法5条5号の不開示理由が否定されるものではない。

また、当該不開示部分は、当該想定問答内容を検討するに当たり、当時の担当者個人の記憶に基づいて作成されたものであり、その情報が正確かどうかは必ずしも明確ではないことから、事実確認の不十分な情報を不用意に公にすることで、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報である。

したがって、本件不開示部分2について、法5条5号が該当する。

C 本件不開示部分2について法5条6号が該当すること

異議申立人は、現在の我が国に特定商法を行う事業者が存在しないことを理由に同種事案の発生可能性を否定し、法5条6号イ該当性も否定する主張を行っている。

しかしながら、特定商法業者の存在の有無については必ずしも明らかではないが、仮に現在は特定商法業者が存在しないとしても、将来的に特定商法業者が出現する可能性があるため、今後、預託法に違反する違法又は不当な行為が容易になる可能性を否定されるものではない。

また、本件不開示部分2に記載された預託法違反調査における着眼点や考え方は、特定商法業者に特有のものではなく、その他に預託法の適用を受ける事業者の場合にも妥当するものである。そうであれば、本件不開示部分2を開示することにより、消費者庁が行う預託法の調査における着眼点や考え方が白日の下にさらされ、預託法の適用を受ける事業者によって違法又は不当な行為を隠ぺいされる可能性がある等の弊害がなお残っているのである。

したがって、本件不開示部分2は法5条6号イが該当する。

(3) 結論

以上のとおり、本件異議申立て1を受け、諮問庁において、原処分1の適法性及び妥当性について改めて慎重に検討した結果、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、かつ処分庁が行った決定はいずれも適法かつ妥当なものと認められたので、本件異議申立て1については、行政不服審査法47条2項の規定に基づき、これを棄却することとしたい。

2 補充理由説明書（平成26年（行情）諮問第464号）

(1) 異議申立人の主張に関する検討

異議申立人は、異議申立書1及び意見書1において、法及び関連法令の仕組みに関する規範的理解を欠いたままに、独自の見解を縷々述べて

不開示部分の開示を主張している。

そこで、無用な反論の重複を避けるために争点を明確化して、以下では、不開示部分ごとに異議申立人の主張を挙げ、それに対し必要に応じて法等の仕組みについて述べながら、諮問庁の反論を行う。

ア 本件不開示部分 1 に係る異議申立人の主張

特定会社 X の法人格の消滅及び元役員に対する実刑判決並びにそれらの事実が国民に広く知れ渡っていることを理由に、本件不開示部分 1 の印影が公になっても、何らかの犯罪の発生につながり、その犯罪の予防に支障を来すような事態は全く想定できず、仮に想定できたとしても極めて抽象的かつごく小さな可能性にとどまるのであって、犯罪の予防に当たり必要かつ相当な情報とはいえず、法 5 条 4 号に該当しないことは明らかである。

そして、理由説明書 1 において具体例として述べた損害賠償請求訴訟の提起の可能性や、消費者を狙った詐欺行為等の犯罪行為の誘発を否定している。

イ 本件不開示部分 1 に係る異議申立人の主張に対する諮問庁の反論

異議申立人は、特定会社 X の元役員に対する実刑判決について報道の対象となったから特定会社 X の法人格の消滅についても国民の間で周知の事実となっていると主張するが、両者は論理必然の関係になく、異議申立人の主張は失当である。

また、理由説明書 1 において具体的に例示した損害賠償請求訴訟の提起については、役員の印影を偽造して虚偽の契約書を作成し、消費者被害を受けたことを装い、特定会社 X という法人に対してのみならず、元役員に対して損害賠償請求がなされる可能性は十分にあり、異議申立人も述べているとおり、現に国家賠償請求訴訟も提起されているところであって、訴訟の被告となり得る者は特定会社 X という法人に限られたものではない。

また、元役員の印影を偽造した第三者が、特定会社 X と契約していた消費者に対し、特定会社 X 関係者による謝罪等を装って詐欺等何らかの犯罪行為を行うおそれは十分にある。

法 5 条 4 号に規定する「犯罪の予防」については、審査基準第 3 の 4 (1) において、「犯罪の発生を未然に防止することをいう」とされているところ、行政機関においては、当然に犯罪の防止について細心の注意を払わなければならない、犯罪の発生可能性についてはあらゆる可能性を想定すべきであり、行政文書の開示により、仮に犯罪の発生又はその誘発が想定されると考えられる場合は、法 5 条 4 号の不開示理由として是認されるべきものである。

異議申立人の主張は、「犯罪の予防」に対する理解や認識を欠いた

ものであり、この点においても失当である。

よって、異議申立人の主張には理由がなく、法5条4号による不開示理由の正当性を覆すものではない。

ウ 本件不開示部分2に係る異議申立人の主張

(ア) 本件不開示部分2は、法5条5号に該当しないこと

審査基準第3の5(6)エによれば、審議、検討等に関する情報であっても、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実又はこれに基づく分析等を記録したものについては、一般的には本号に該当する可能性が低いとされる。加えて、本件不開示部分2には農林水産省の特定会社Xへの立入検査の経緯や定期報告についての経緯、農林水産省から消費者庁への特定会社Xに関する情報や事務の引継ぎに関する過去の経緯といった意見の交換や審議の前提となる確実性の高い事実関係が記載されていると考えられるから、審査基準第3の5(6)エによれば不開示情報に当たらない。

(イ) 本件不開示部分2は、法5条6号イに該当しないこと

本件異議申立て1に係る行政文書開示請求について、国民等が強い関心を有しており、当時の消費者庁の認識を知ることができ、農林水産省や消費者庁の対応と密接に関連する事項が記載されているので、開示の必要性が高く、また、不開示の分量が少なく、開示しても消費者庁の業務に支障を来す蓋然性は存在しないか極めて小さい。

さらに、本件不開示部分2には預託法違反の事実の詳細が記載されているわけではなく、客観的事実が記載されていると考えられ、そのような事実を公にしたところで、他の預託等取引業者に対し預託法の法規制を免れる方法を示唆したり、今後の同種事実において正確な事実の把握が困難になるか疑問である。

エ 本件不開示部分2に係る異議申立人の主張に対する諮問庁の反論

(ア) 本件不開示部分2は、法5条5号に該当すること

異議申立人は、審査基準第3の5(6)エが適用されることを主張したいがために、本件不開示部分2の記載内容を、前記審査基準の適用場面に合うように、都合良く推測しており失当である。

審査基準第3の5(6)エは詳解情報公開法75ページからの抜粋であるが、「専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実又はこれに基づく分析等を記録したもの」とは、研究者等の専門家又は試験・研究機関等の専門機関が専門的知見をもって調査した科学的なデータであり、緻密な調査研究・検証の結果に裏付けられたものを指す。

また、「客観的事実」とは、ある事象について、緻密かつ的確な分析・検証を経たものであり、かつ、何人の感想、又は先入観等の主観の入っていないものを指す。

本件不開示部分2に記載されている情報は、消費者庁発足時の引継ぎに係る当時の担当者に対する確認した事項について記載したものを特定会社X問題の審議・検討の際に使用しているものである。その内容は、前記のような科学的なデータでも緻密な調査研究・検証の結果に裏付けられたものでもないし、中には聞き取りの対象となった者の主観も入り交じっており、異議申立人が主張するような性質の情報は記載されていないのである。

また、本件不開示部分2に係る情報の性質は、理由説明書1でも述べたとおり、前任者の異動をもって法5条5号の不開示理由が否定されるものではない。

よって、異議申立人の主張は法5条5号の不開示理由を否定する明確な根拠を欠くものであって失当であり、原処分1の正当性を覆すものではない。

(イ) 本件不開示部分2は、法5条6号イに該当すること

不開示情報の該当性判断について、前述のように、東京地判平成16年12月1日は次のように判示している。

「情報公開法3条は、何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる旨規定し、・・・当該文書の開示を求める理由ないし当該文書の利用目的あるいは開示請求文書と開示請求者との関係に関する記載は一切求めていない。

このように、情報公開法は、何人に対しても等しく開示請求権を認めることとし、その際、開示請求の理由や当該文書の利用目的、開示請求者が誰であるかといった個別的事情は、当該文書を開示するか否かの判断に影響を及ぼさないとの立場を採っているものと解される。」

前記裁判例が示しているように、法上の不開示情報の該当性については、一般的・客観的観点から判断すべきであり、開示請求の理由や当該文書の利用目的、開示請求者が誰であるかといった個別的事情は、当該文書を開示するか否かの判断に影響を及ぼさない。法5条各号所定の不開示理由該当性を検討・判断するに当たっては、個別の事案ごとに、一般的・客観的観点から判断すべきであり、異議申立人の主張する開示することによる利益等まで考慮に入れる必要はない（平成26年度（行情）答申第134号参照）。

したがって、不開示部分についていかに関心を有する者がいたと

しても、そのこと自体は文書を開示する理由には全くなりならず、異議申立人は自らの目的を独善的に語るのみであり、主張は失当といわざるを得ない。

また、理由説明書1でも述べたとおり、預託法違反調査における着眼点は、特定商法業者に特有のものではなく、その他に預託法の適用を受ける事業者の場合にも妥当するものであり、消費者庁が行う預託法の調査における着眼点や考え方が白日の下にさらされ、預託法の適用を受ける事業者によって違法又は不当な行為を隠ぺいされる可能性がある等の弊害がなお残っているのである。

この点、審査基準第3の6(2)イに「監査等の終了後であっても、例えば、違反事例等の詳細を公にすることにより、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになるものは、本規定に該当する」とされていることは、異議申立人も認めるところであるし、異議申立人からは法5条6号イの不開示理由を否定する明確な根拠が示されておらず、当該反論は失当というほかない。

したがって、本件不開示部分2は、法5条6号イに該当する。

(ウ) 小括

上記(ア)及び(イ)により、本件不開示部分2に関する異議申立人の主張は失当であり、原処分1の正当性を覆すものではない。

(2) 結論

以上のとおり、意見書1の提出を受け、諮問庁において、原処分1の適法性及び妥当性について改めて慎重に検討した結果、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、かつ処分庁が行った決定はいずれも適法かつ妥当なものと認められたので、本件異議申立て1については、行政不服審査法47条2項に基づき、これを棄却することとしたい。

3 理由説明書2(平成26年(行情)諮問第616号)

(1) 概要

アないしエ

上記1(1)アないしエと同旨

オ 処分庁は、本件対象文書2について、平成26年6月20日付けで、法5条各号の規定に該当する不開示情報に該当する部分を除いて開示する決定(原処分2)を行った。

カ 異議申立人は、原処分2を受けて、法14条2項の規定に基づき、処分庁に対し、行政文書の開示の実施方法等の申出を行い、処分庁はこれを受け付けた。

キ 処分庁は、前記カの行政文書の開示の実施方法等申出書を受けて、異議申立人に対し、原処分2を行った文書の開示を実施した。

ク 異議申立人は、原処分2に係る不開示理由のうち法5条1号本文、

同条 2 号イ及び 4 号の規定に該当するとした理由は本件対象文書 2 の一部を不開示とする正当な理由にならないとして、行政不服審査法 6 条 2 号の規定に基づき、原処分 2 を取り消し、本件対象文書 2 のうち上記規定に該当することを理由に処分庁が不開示を決定した文書を開示する決定を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て 2」という。）を行った。

ケ 本件異議申立て 2 を受け、原処分 2 の適法性及び妥当性につき改めて慎重に検討した結果、諮問庁は原処分 2 を適法かつ妥当なものと認めた。

したがって、異議申立人の主張には理由がないから、行政不服審査法 4 7 条 2 項の規定に基づき、本件異議申立て 2 を棄却したく、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

(2) 異議申立人の主張に関する検討

ア 異議申立人の主張（異議申立ての趣旨及び理由）

（省略）

イ 異議申立人の主張についての検討

(ア) 「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務」があるからといって本件対象文書 2 の一部不開示が極めて不当とはならないこと
本件対象文書 2 について、上記 1 (2) イ (ア) と同旨

(イ) 文書 2 について

A 本件不開示部分 3 について

本件不開示部分 3 は、特定弁護士の氏名である。弁護士の氏名については、個人事業主の名称と考えるか又は個人の氏名と考えるかという問題があるが、いずれにしても、後述するように、法 5 条 1 号若しくは 2 号イに該当するため不開示となる。以下、詳述する。

(a) 本件不開示部分 3 は、法 5 条 1 号本文前段に該当すること

氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、法 5 条 1 号本文前段に該当する。

(b) 本件不開示部分 3 は、法 5 条 1 号ただし書イに該当しないこと

異議申立人は、特定 P T や参加した弁護士の氏名、その発言内容等は、公益性の高い情報として実際に様々なメディアを通じて広く報道の対象になっていたのであるから、不開示の対象となった弁護士の氏名は、事実上の慣行として公にされ、また公にすることが予定されていたとして、法 5 条 1 号ただし書イに該当する旨を主張する。

しかしながら、同条項の「慣行として」の解釈については、

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらないとされている（詳解情報公開法４９ページ）。

本件において、当該弁護士の氏名が様々なメディアを通じて報道の対象になっていたことを裏付けるものはない。仮に、当該弁護士の氏名が報道されていたとしても、それは特定会社×問題という個別的な事例にとどまるのであるから、「慣行として」には当たらない。

したがって、異議申立人の主張は失当であり、本件不開示部分３は、法５条１号ただし書イには該当しない。

(c) 本件不開示部分３は、法５条１号ただし書ロに該当しないこと

異議申立人は、不開示となった弁護士の氏名は、人の生活又は財産を消費者被害から保護するために必要な情報に当たり、法５条１号ただし書ロに該当する旨を主張する。

しかしながら、このような抽象的・概念的な理屈から、法５条１号ただし書ロの該当性が容易に認められて開示されるのであれば、極めて例外的な場合に限って開示情報とした法の趣旨が著しく没却される。

また、行政文書開示請求は、何人に対しても等しく開示するものであり、法５条各号所定の不開示理由該当性を検討・判断するに当たっては、個別の事案ごとに、一般的・客観的観点から判断すべきであり、異議申立人の主張する開示することによる利益等まで考慮に入れる必要はない（平成２６年度（行情）答申第１３４号参照）。

そもそも、法５条１号ただし書ロの規定は、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことによる個人の権利利益を比較衡量し、前者の利益が後者のそれを上回るときにこれを開示する趣旨である（平成１４年度（行情）答申第５号）。

本件において、特定弁護士の氏名は、個人を識別するおそれがあるものである。

他方、当該弁護士の氏名を公にすることが、どうして一般消費者の生活又は財産の保護につながるのか、その直接的かつ具体的な因果関係についての説明が一切なく、当該弁護士の氏名を公にすることの意義が不明である。異議申立人が主張するような「不開示となった弁護士の氏名は、人の生活または財産を消費者被害から保護するために必要な情報」といった漠然とし

た概念的かつ抽象的な可能性のみでは（本件ではそのような抽象的可能性すら認められないと考えるが）、法5条1号ただし書口に該当しないことは明白である。

このようなことから、本件不開示部分3に記載された情報を公にすることにより保護される人の生活又は財産の利益と、当該情報を公にしないことによる個人の権利利益とを比較衡量した場合に、前者の利益が不明である以上、前者の利益が後者のそれを上回るとは到底認められない。

したがって、本件不開示部分3は、法5条1号ただし書口の人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当しないのは明らかである。

(d) 小括

上記(a)ないし(c)により、本件不開示部分3は、法5条1号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

(e) 本件不開示部分3は、法5条2号イに該当すること

本件不開示部分3には、特定弁護士の氏名が記載されている。弁護士個人がいかなる問題意識を有し、それを基にどのような事案に関与するかは、正に事業を営む当該弁護士個人の当該事業に関する情報である。

したがって、特定弁護士の氏名を公にすることにより、当該事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると言える（平成20年度（行情）答申第328号参照）。

よって、法5条2号イに該当し、不開示とすることが相当である。

B 本件不開示部分4について

(a) 理由付記の不備による違法はないこと

異議申立人は、原処分2記載の理由だけでは、不開示理由の当否を検証することができず、理由付記として不十分と主張している。

しかしながら、処分庁は、不開示事由に該当する情報だけを不開示とし、それ以外の情報を開示しているところである。決定書別紙を交付した上で具体的に当該部分・条項、理由を特定した上で十分に説明しており、原処分2は何ら違法ではない。

また、異議申立人の主張は、「不開示事由のどれに該当するのかの根拠を知ることかできず」としている。

最判平成4年12月10日（民集第166号773ページ）

は、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例（注：東京都公文書の開示等に関する条例）九条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならぬ」と判示している。

そして、原処分2の不開示理由は、法5条2号イ所定の「政党（法人）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることを明示しており、異議申立人においてその根拠とともに了知できるものとなっている。

本件不開示部分4については、原処分2において、「この情報は特定会社X問題に関する政党関係者の問題意識や考え方など、当時の党としての認識状況等が推測され得る情報が含まれており」と不開示理由を明確に説明しており、行政機関側が一方的に明らかにすることがあるとすると、党として公表を意図していない内容を公にすることにつながりかねず、政党関係者が行った政策の検討状況が明らかになることを通じて、政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。本件不開示部分4は、この黒塗りにした内容全体が正に法5条2号の不開示部分として該当するものであることは、原処分2において真摯な説明を尽くしている。

よって、異議申立人の主張には理由がなく、原処分2の正当性を覆すものではない。

(b) 本件不開示部分4は、法5条2号イに該当すること

異議申立人は、本件不開示部分4について、審査基準第3の2(3)を引用した上で、法5条2号イで保護されるべき権利利益の帰属主体が「政党」であって通常の「法人」ではないこと、本件不開示部分4の添付元である議事録は特定政党の消費者政策の適否を基礎付ける極めて公益性の高い情報であることから、添付資料についても、開示することこそが、政党の権利や競争上の地位、あるいはその利益を保護することにつながるといえるし、実際にも開示による政党の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」はないとして、本件不開示部分4は法5条2号イに該当しないと主張する。

しかしながら、本件不開示部分4の作成主体が「政党」である点を殊更強調し、「通常の法人ではない」などとして、同党の関係者が開催した会議及びそれに関連する文書は公共性の高いものであるから広く開示すべきであるとする異議申立人の主張は、個別の対象文書の不開示決定の是非についての検討を放

棄したものであり、何ら根拠のないものであって失当である。

また、異議申立人は、本件不開示部分4を開示することこそが、正当の権利や競争上の地位、あるいはその利益を保護することにつながるといえると主張するが、その根拠が全く不明であり失当である。

また、異議申立人は、政党が公益性や公共性を有することを理由として、本件不開示部分4を開示するべき旨を主張する。

しかしながら、異議申立人も認めているように、法5条2号によって権利利益を保護される「法人その他の団体」に政党などの政治団体が含まれることに争いはない（詳解情報公開法55ページ及び平成22年度（行情）答申第303号参照）。

このように、法は、仮に政党が公益性や公共性を有していたとしても、法5条2号イの不開示情報を定めているのであるから、政党が公益性や公共性を有することは、文書を開示すべき理由には全くなならない。

また、異議申立人は、「本件文書の添付元である議事録」と述べており、議事録と本件不開示部分4を、本体文書と添付文書という形で関連づけているが、本件不開示部分4と議事録にそのような関連はなく、各々独立した文書であり、異議申立人は各文書の位置付けについて誤った認識を持っている。

本件不開示部分4については、処分庁が特定政党に不開示情報の内容に係る事実関係を確認したものではないことから、このような政党関係者による正確性が担保されていない問題意識や考え方など、当時の特定政党としての認識状況等が推測され得る情報を開示することは、あたかもそれらが事実であるかのように国民に混乱と誤解を与え、同党に対する信頼を低下させ、同党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえる。

したがって、本件不開示部分4は法5条2号イに該当する。

(c) 本件不開示部分4は法5条2号ただし書に該当しないこと

異議申立人は、仮に本件不開示部分4が法5条2号イの情報に該当するとしても、当該不開示部分は「消費者庁や農林水産省の特定会社Xに関する認識や監督体制の問題点を明らかにすることが期待でき、もって今後再び、特定会社Xが引き起こしたような甚大な消費者被害が起ることを防止し、国民の「生活または財産」を保護するため、公にすることが必要な情報であって、法5条2号ただし書に該当する」と主張する。

しかしながら、このような抽象的・概念的な理屈から、法5

条2号ただし書の該当性が容易に認められて開示されるのであれば、極めて例外的な場合に限って開示情報とした同条項の趣旨が著しく没却される。

また、行政文書開示請求は、何人に対しても等しく開示するものであるから、法5条各号所定の不開示理由該当性を検討・判断するに当たっては、個別の事案ごとに、一般的・客観的観点から判断すべきであり、異議申立人の主張する開示することによる利益等まで考慮に入れる必要はない（平成26年度（行情）答申第134号参照）。

法5条2号ただし書は、そもそも、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものである（詳解情報公開法56ページ）。

本件不開示部分4を行政機関側が一方的に公にすると、党として公表を意図していない内容を公にすることにつながりかねず、処分庁が事実関係を確認していない文書に係る当該政党の問題意識等が明らかになることを通じて、それらが事実であるかのように国民に誤解を与え、ひいては政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは既に述べたとおりである。

他方、本件不開示部分4を公にすることが、どうして国民の生活又は財産の保護につながるのか、その直接的かつ具体的な因果関係についての説明が一切なく、本件不開示部分4を公にすることの意義が不明である。異議申立人が主張するような「これらを知ることにより、消費者庁や農林水産省の特定会社Xに関する認識や監督体制の問題点を明らかにすることが期待でき」といった漠然とした概念的かつ抽象的な可能性のみでは（本件ではそのような抽象的可能性すら認められないと考えるが）、法5条2号ただし書に該当しないことは明白である。

このようなことから、本件不開示部分4に記載された情報を公にすることにより保護される人の生活又は財産の利益と、当該情報を公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量した場合に、前者の利益が不明である以上、前者の利益が後者のそれを上回るとは到底認められない。

したがって、本件不開示部分4は、法5条2号ただし書の人

の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報に該当しないのは明らかである。

したがって，本件不開示部分4は，法5条2号ただし書には該当しない。

(d) 小括

上記(a)ないし(c)により，異議申立人の主張には理由がなく，原処分2の正当性を覆すものはない。

C 本件不開示部分5について

(a) 本件不開示部分5は法5条2号イに該当すること

異議申立人は，本件不開示部分5について，法5条2号イで保護されるべき権利利益の帰属主体が「政党」であること，本件不開示部分5の添付元である議事録は特定政党の消費者政策の適否を基礎付ける極めて公益性の高い情報であることから，添付資料について，実際に開示による政党の「権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」はないとして，本件不開示部分5は同号イに該当しないと主張する。

しかしながら，本件不開示部分5の作成主体が「政党」である点を殊更強調し，特定政党の関係者が開催した会議及びそれに関連する文書は公共性の高いものであるから広く開示すべきであるとする異議申立人の主張は抽象論にすぎず，個別の対象文書の不開示決定の是非についての検討を放棄したものであり，何ら根拠のないものであって失当である。

また，異議申立人は，政党が公益性や公共性を有することを理由として，本件不開示部分5を開示すべき旨を主張する。

しかしながら，既に述べたように，政党の利益の保護のための不開示事由が法において規定されている。

したがって，政党の公益性や公共性は文書を開示すべき理由には全くなならない。

本件不開示部分5については，処分庁が特定政党に不開示情報の内容に係る事実関係を確認したものではないことから，このような政党関係者による正確性が担保されていない問題意識や考え方など，当時の特定政党としての認識状況等が推測され得る情報を開示することは，あたかもそれらが事実であるかのように国民に混乱と誤解を与え，同党に対する信頼を低下させ，同党の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって，本件不開示部分5は，法5条2号イに該当する。

(b) 本件不開示部分5は法5条2号ただし書に該当しないこと

異議申立人は、本件不開示部分 5 を開示することによって、消費者庁や農林水産省の特定会社 X に関する認識や監督体制の問題点を明らかにすることができるのであり、今後特定会社 X が引き起こしたような甚大な消費者被害が起こることを防止し、国民の生活または財産を保護することにつながることから本件不開示部分 5 は法 5 条 2 号ただし書に該当すると主張する。

しかしながら、既に述べたように、異議申立人が述べるような抽象的・概念的な理屈によって法 5 条 2 号ただし書の該当性が容易に認められるのであれば、極めて例外的な場合に限り開示情報とした同条項の趣旨が著しく没却される。

行政文書開示請求は、何人に対しても等しく開示するものであるから、法 5 条各号所定の不開示事由該当性を検討・判断するに当たっては、個別の事案ごとに、一般的・客観的観点から判断すべきであり、異議申立人の主張する開示することによる利益等まで考慮に入れる必要はない（平成 26 年度（行情）答申第 134 号参照）。

法 5 条 2 号ただし書は、そもそも、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものである（詳解情報公開法 56 ページ）。

本件不開示部分 5 を行政機関側が一方的に公にすると、党として公表を意図していない内容を公にすることにつながりかねず、処分庁が事実関係を確認していない文書に係る当該政党の問題意識等が明らかになることを通じて、それらが事実であるかのように国民に誤解を与え、ひいては政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは既に述べたとおりである。

他方、本件不開示部分 5 を公にすることが、どのようにして国民の生活又は財産の保護につながるのか、その具体的な因果関係は全く不明確であり、本件不開示部分 5 を公にすることの意義が不明である。公にすることによって消費者庁や農林水産省の特定会社 X に関する認識や監督体制の問題点が明らかになることが期待できるという漠然とした概念的・抽象的な可能性のみでは（本件ではそのような抽象的可能性すら認められないと考えるが）、法 5 条 2 号ただし書に該当しないことは明白である。

このようなことから、本件不開示部分5に記載された情報を公にすることにより保護される人の生活又は財産の利益と、当該情報を公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量した場合に、前者の利益が不明である以上、前者の利益が後者のそれを上回るとは到底認められない。

したがって、本件不開示部分5は、法5条2号ただし書の人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当しないのは明らかである。

(c) 小括

上記(a)及び(b)により、異議申立人の主張には理由がなく、原処分2の正当性を覆すものではない。

(ウ) 文書3について

A 本件不開示部分6について

(a) 理由付記の不備による違法はないこと

異議申立人は、本件不開示部分6は「出席議員の氏名及び発言内容」が不開示となっているところ、「出席議員の発言内容」が処分理由に具体的に記載されていないことから、処分庁が示した不開示理由の当否を検証することができず、不開示事由のどれに該当するのかの根拠を知ることができないことから、原処分2は不開示の理由を示したとはいえず、違法であると主張している。

しかしながら、処分庁は不開示事由に該当する情報だけを不開示とし、それ以外の情報を開示している。そして、決定書別紙を交付の上で具体的に当該部分・条項、理由を特定した上で十分に説明しており、原処分2は何ら違法ではない。

本件不開示部分6については、原処分2において、前記(イ) B(a)と同様、不開示理由を明確に説明しており、政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報なのである。本件不開示部分6についても、本件不開示部分4と同様に原処分2において真摯な説明を尽くしている。

また、異議申立人は「『出席議員の発言内容』が処分理由には具体的に記載されておらず、これでは・・・不開示理由の当否を検証することができない」と主張する。

しかしながら、「出席議員の発言内容」を具体的に記載することは、不開示部分を開示することと等しいのであり、不開示の理由の付記として、そのような具体的な記載まで法律上要求されていないことは明白である。

よって、異議申立人の主張には理由がなく、原処分2の正当性を覆すものではない。

(b) 本件不開示部分6は、法5条2号イに該当すること

異議申立人は、本件不開示部分6について、特定PTに出席した国会議員の氏名や、その発言内容は国会議員という地位や行政との関係性、特定政党の議員の発言等という性質から極めて公益性が高く、また、開示によって政党の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」はないから、不開示部分6は法5条2号イに該当しないと主張する。

しかしながら、本件不開示部分6の作成主体が「政党」である点を殊更強調し、特定政党の関係者が開催した会議及びそれに関連する文書は公共性の高いものであるから広く開示すべきであるとする異議申立人の主張は、個別の対象文書の不開示決定の是非についての検討を放棄したものであり、何ら根拠のないものであって失当である。

また、異議申立人は、政党が公益性や公共性を有することを理由として、本件不開示部分6を開示すべき旨を主張する。

しかしながら、既に述べたように、政党の利益の保護のための不開示事由が法において規定されている。

したがって、政党の公益性や公共性は文書を開示すべき理由には全くなならない。

本件不開示部分6については、処分庁が特定政党に不開示情報の内容に係る事実関係を確認したものではないことから、このような政党関係者による正確性が担保されていない問題意識や考え方など、当時の特定政党としての認識状況等が推測され得る情報を開示することは、あたかもそれらが事実であるかのように国民に混乱と誤解を与え、同党に対する信頼を低下させ、同党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、本件不開示部分6は、法5条2号イに該当する。

(c) 本件不開示部分6は、法5条2号ただし書に該当しないこと

異議申立人は、本件不開示部分6を開示することによって、消費者庁や農林水産省の特定会社Xに関する認識や監督体制の問題点を知ることができ、今後特定会社Xのような消費者被害が生じることを防止し、もって国民の「生活または財産を保護」することにつながることから本件不開示部分6は法5条2号ただし書に該当すると主張する。

しかしながら、既に述べたように、異議申立人が述べるよう

な抽象的・概念的な理屈によって法5条2号ただし書の該当性が容易に認められるのであれば、極めて例外的な場合に限って開示情報とした同条項の趣旨が著しく没却される。

行政文書開示請求は、何人に対しても等しく開示するものであるから、法5条各号所定の不開示事由該当性を検討・判断するに当たっては、個別の事案ごとに、一般的・客観的観点から判断すべきであり、異議申立人の主張する開示することによる利益等まで考慮に入れる必要はない（平成26年度（行情）答申第134号参照）。

法5条2号ただし書は、そもそも、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものである（詳解情報公開法56ページ）。

本件不開示部分6を行政機関側が一方的に公にすると、党として公表を意図していない内容を公にすることにつながりかねず、処分庁が事実関係を確認していない文書に係る当該政党の問題意識等が明らかになることを通じて、それらが事実であるかのように国民に誤解を与え、ひいては政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは既に述べたとおりである。

他方、本件不開示部分6を公にすることが、どのようにして国民の生活又は財産の保護につながるのか、その具体的な因果関係は全く不明確であり、本件不開示部分6を公にすることの意義が不明である。公にすることによって消費者庁や農林水産省の特定会社Xに関する認識や監督体制の問題点が明らかになることが期待できるという漠然とした概念的・抽象的な可能性のみでは（本件ではそのような抽象的可能性すら認められないと考えるが）、法5条2号ただし書に該当しないことは明白である。

このようなことから、本件不開示部分6に記載された情報を公にすることにより保護される人の生活又は財産の利益と、当該情報を公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量した場合に、前者の利益が不明である以上、前者の利益が後者のそれを上回るとは到底認められない。

したがって、本件不開示部分6は、法5条2号ただし書の人

の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報に該当しないのは明らかである。

(d) 小括

上記 (a) ないし (c) により，異議申立人の主張には理由がなく，原処分 2 の正当性を覆すものではない。

B 本件不開示部分 7 について

本件不開示部分 7 について，上記 (イ) A と同旨

C 本件不開示部分 8 について

(a) 本件不開示部分 8 は，法 5 条 2 号イに該当すること

異議申立人は，本件不開示部分 8 について，審査基準第 3 の 2 (3) を引用した上で，特定 P T に参加した弁護士は職務の一環として責任ある発言を行ったことから，発言内容を公開することによって害される当該弁護士の「競争上の地位」や「信用やノウハウ」などは存在しないこと，特定 P T の調査結果は高い公益性を有すること，及び特定 P T に参加した弁護士は，自己の氏名及び審議内容が公表されることを認識していたことから，同内容を公開しても同人の正当な利益が害されないことを理由として，法 5 条 2 号イに該当しないと主張する。

しかしながら，本件不開示部分 8 の作成主体が「政党」である点を殊更強調し，特定政党の関係者が開催した会議及びそれに関連する文書は公共性の高いものであるから広く開示すべきであるとする異議申立人の主張は，抽象論にすぎず，個別の対象文書の不開示決定の是非についての検討を放棄したものであり，何ら根拠のないものであって失当である。

また，異議申立人は，政党が公益性や公共性を有することを理由として，不開示部分を開示すべき旨を主張する。

しかしながら，既に述べたように，政党の利益の保護のための不開示事由が法において規定されている。

したがって，政党の公益性や公共性は文書を開示すべき理由には全くなならない。

本件不開示部分 8 については，処分庁が特定 P T を開催した特定政党及び本件不開示部分 8 の発言を行った弁護士に不開示情報の内容に係る事実関係を確認したものではないことから，このような正確性が担保されていない問題意識や考え方などが推測され得る情報を開示することは，あたかもそれらが事実であるかのように国民に混乱と誤解を与え，同党に対する信頼を低下させ，同党の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、本件不開示部分 8 は法 5 条 2 号イに該当する。
(b) 本件不開示部分 8 は、法 5 条 2 号ただし書に該当しないこと

異議申立人は、本件不開示部分 8 を開示することによって、消費者庁や農林水産省の特定会社 X に関する認識や監督体制の問題点を明らかにすることができるのであり、今後特定会社 X のような甚大な消費者被害が生じることを防止し、もって「国民の生活又は財産を保護」することに資することから、本件不開示部分 8 は法 5 条 2 号ただし書に該当すると主張する。

しかしながら、既に述べたように、異議申立人が述べるような抽象的・概念的な理屈によって法 5 条 2 号ただし書の該当性が容易に認められるのであれば、極めて例外的な場合に限って開示情報とした同条項の趣旨が著しく没却される。

行政文書開示請求は、何人に対しても等しく開示するものであるから、法 5 条各号所定の不開示事由該当性を検討・判断するに当たっては、個別の事案ごとに、一般的・客観的観点から判断すべきであり、異議申立人の主張する開示することによる利益等まで考慮に入れる必要はない（平成 26 年度（行情）答申第 134 号参照）。

法 5 条 2 号ただし書は、そもそも、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものである（詳解情報公開法 56 ページ）。

本件不開示部分 8 を行政機関側が一方的に公にすると、党として公表を意図していない内容を公にすることにつながりかねず、処分庁が事実関係を確認していない文書に係る当該政党の問題意識等が明らかになることを通じて、それらが事実であるかのように国民に誤解を与え、ひいては政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは既に述べたとおりである。

他方、本件不開示部分 8 を公にすることが、どのようにして国民の生活又は財産の保護につながるのか、その具体的な因果関係は全く不明確であり、本件不開示部分 8 を公にすることの意義が不明である。公にすることによって消費者庁や農林水産省の特定会社 X に関する認識や監督体制の問題点が明らかになることが期待できるという漠然とした概念的・抽象的な可能性のみでは（本件ではそのような抽象的可能性すら認められない

と考えるが), 法5条2号ただし書に該当しないことは明白である。

このようなことから, 本件不開示部分8に記載された情報を公にすることにより保護される人の生活又は財産の利益と, 当該情報を公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量した場合に, 前者の利益が不明である以上, 前者の利益が後者のそれを上回るとは到底認められない。

したがって, 本件不開示部分8は, 法5条2号ただし書の人の生命, 健康, 生活又は財産を保護するため, 公にすることが必要であると認められる情報に該当しないのは明らかである。

(c) 小括

上記(a)及び(b)により, 異議申立人の主張には理由がなく, 原処分2の正当性を覆すものではない。

(エ) 文書4について

A 本件不開示部分9について

本件不開示部分9について, 上記(ウ)Aと同旨

B 本件不開示部分10について

本件不開示部分10について, 上記(イ)Aと同旨

C 本件不開示部分11について

本件不開示部分11について, 上記(ウ)Cと同旨

(オ) 文書5について

A 本件不開示部分12について

本件不開示部分12について, 上記(イ)Aと同旨

B 本件不開示部分13について

本件不開示部分13について, 上記(イ)Bと同旨

C 本件不開示部分14について

(a) 理由付記の不備による違法がないこと

異議申立人は, 本件不開示部分14は文書3ページ分が全面的に不開示となっているところ, 処分庁が原処分で示した不開示理由だけでは, 本件不開示部分14が法5条2号イに定める不開示事由に該当する根拠を知ることができず, このような抽象的な不開示理由は理由付記として不十分であり, 原処分2は違法であると主張する。

しかしながら, 処分庁は不開示事由に該当する情報だけを不開示とし, それ以外の情報を開示している。そして, 決定書別紙を交付の上で具体的に当該部分・条項, 理由を特定した上で十分に説明しており, 原処分2は何ら違法ではない。

本件不開示部分14は、原処分2において、前記(イ)B(a)等と同様、不開示理由を明確に説明しており、当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報なのである。本件不開示部分14は、この黒塗りにした内容全体が正に法5条2号の不開示部分として該当するものであることは、原処分2において真摯な説明を尽くしている。

よって、異議申立人の主張には理由がなく、原処分2の正当性を覆すものではない。

(b) 本件不開示部分14は、法5条2号イに該当すること

異議申立人は、本件不開示部分14について、審査基準第3の2(3)を引用した上で、特定PTに参加した弁護士は職務の一環として責任ある発言を行ったことから、発言内容を公開することによって害される当該弁護士の「競争上の地位」や「信用やノウハウ」などは存在しないこと、特定PTの調査結果は高い公益性を有すること、及び特定PTに参加した弁護士は、自己の氏名及び審議内容が公表されることを認識していたことから、同内容を公開しても同人の正当な利益が害されないことを理由として、法5条2号イに該当しないと主張する。

しかしながら、本件不開示部分14の作成主体が「政党」である点を殊更強調し、特定政党の関係者が開催した会議及びそれに関連する文書は公共性の高いものであるから広く開示すべきであるとする異議申立人の主張は、抽象論にすぎず、個別の対象文書の不開示決定の是非についての検討を放棄したものであり、何ら根拠のないものであって失当である。

また、異議申立人は、政党が公益性や公共性を有することを理由として、本件不開示部分14を開示すべき旨を主張する。

しかしながら、既に述べたように、政党の利益の保護のための不開示事由が法において規定されている。

したがって、政党の公益性や公共性は文書を開示すべき理由には全くなならない。

本件不開示部分14については、処分庁が特定政党に不開示情報の内容に係る事実関係を確認したものではないことから、このような政党関係者による正確性が担保されていない問題意識や考え方など、当時の特定政党としての認識状況等が推測され得る情報を開示することは、あたかもそれらが事実であるかのように国民に混乱と誤解を与え、同党に対する信頼を低下させ、同党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、本件不開示部分 1 4 は法 5 条 2 号イに該当する。
(c) 本件不開示部分 1 4 は、法 5 条 2 号ただし書に該当しないこと

異議申立人は、本件不開示部分 1 4 を開示することによって、消費者庁や農林水産省における特定商法業者への対応が適切であったか否かを問い、今後特定会社 X が引き起こしたような甚大な消費者被害が起こることを防止し、国民の生活又は財産を保護することにつながることから本件不開示部分 1 4 は法 5 条 2 号ただし書に該当する旨主張する。

しかしながら、既に述べたように、異議申立人が述べるような抽象的・概念的な理屈によって法 5 条 2 号ただし書の該当性が容易に認められるのであれば、極めて例外的な場合に限りて開示情報とした同条項の趣旨が著しく没却される。

行政文書開示請求は、何人に対しても等しく開示するものであるから、法 5 条各号所定の不開示事由該当性を検討・判断するに当たっては、個別の事案ごとに、一般的・客観的観点から判断すべきであり、異議申立人の主張する開示することによる利益等まで考慮に入れる必要はない（平成 26 年度（行情）答申第 1 3 4 号参照）。

法 5 条 2 号ただし書は、そもそも、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものである（詳解情報公開法 5 6 ページ）。

本件不開示部分 1 4 を行政機関側が一方的に公にすると、党として公表を意図していない内容を公にすることにつながりかねず、処分庁が事実関係を確認していない文書に係る当該政党の問題意識等が明らかになることを通じて、それらが事実であるかのように国民に誤解を与え、ひいては政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは既に述べたとおりである。

他方、本件不開示部分 1 4 を公にすることが、どのようにして国民の生活又は財産の保護につながるのか、その具体的な因果関係は全く不明確であり、本件不開示部分 1 4 を公にすることの意義が不明である。公にすることによって消費者庁や農林水産省の特定会社 X に関する認識や監督体制の問題点が明らかになることが期待できるという漠然とした概念的・抽象的な可

能性のみでは（本件ではそのような抽象的可能性すら認められないと考えるが）、法5条2号ただし書に該当しないことは明白である。

このようなことから、本件不開示部分14に記載された情報を公にすることにより保護される人の生活又は財産の利益と、当該情報を公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量した場合に、前者の利益が不明である以上、前者の利益が後者のそれを上回るとは到底認められない。

したがって、本件不開示部分14は、法5条2号ただし書の人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当しないのは明らかである。

(d) 小括

上記(a)ないし(c)により、異議申立人の主張には理由がなく、原処分2の正当性を覆すものではない。

D 本件不開示部分15について

本件不開示部分15について、上記(イ)Aと同旨

E 本件不開示部分16について

(a) 本件不開示部分16は法5条2号イに該当すること

異議申立人は、本件不開示部分16について、特定会社Xが既に一切取引等の業務を行っておらず、法人格も消滅していることから、法5条2号イに該当しない旨主張する。

特定会社Xは、破産手続を終結して法人格が消滅しているが、その事実は法律的には周知されているとしても、実際上は世間一般に知れ渡って誰しもが知っているわけではないため、特定会社Xの役員の印影を用いた詐欺行為によって消費者が損害を被るおそれがある。

したがって、特定会社Xの権利その他正当な利益が害されるおそれがあるといえるため、本件不開示部分16は法5条2号イに該当する。

(b) 本件不開示部分16は、法5条4号に該当すること

異議申立人は、本件不開示部分16について、特定会社Xは既に破産していることから、その印影が偽造されることなどによって、何らかの犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするなどの事態はおよそ想定できず、法5条4号に該当しないと主張する。

しかしながら、当該印影を公にすることによって、例えば当該印影を使用して虚偽の契約書を作成し、その契約書をもって

損害を受けたと主張して損害賠償請求訴訟を提起する事態が発生するおそれがある。また、特定会社Xの役員の印影を用いて、特定会社Xと契約していた消費者を狙った詐欺行為等の犯罪行為を誘発しかねず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分16は、法5条4号に該当する。

(c) 小括

上記(a)及び(b)により、異議申立人の主張には理由がなく、原処分2の正当性を覆すものではない。

(カ) 文書6について

A 本件不開示部分17について

異議申立人は、本件不開示部分17について、本件不開示部分6で述べた不開示事由がそのまま該当する旨述べた上で、不開示部分の情報を開示しても、会議に出席した弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないこと、「人の・・・生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると考えられる情報」に該当すること等を主張している。

しかしながら、実際には、本件不開示部分17は、会議に出席した弁護士の氏名や発言内容ではなく、会議に出席した議員の氏名及び発言内容が不開示対象である。

そこで、異議申立人は、出席議員の氏名・発言内容の不開示について異議を述べているものと解したうえで、それに対する反論を述べる。

(a) ないし(d)

本件不開示部分17について、上記(ウ)A(a)ないし(d)と同旨

B 本件不開示部分18について

本件不開示部分18について、上記(イ)Aと同旨

C 本件不開示部分19について

本件不開示部分19について、上記(ウ)Cと同旨

D 本件不開示部分20について

(a) 本件不開示部分20は、法5条1号本文前段に該当すること

異議申立人は、本件不開示部分20について、役職名から特定の個人を識別することは不可能であり、文書作成から年月が経過したこと、特定会社Xが破綻してから3年以上経過していることから、法5条1号本文前段に該当しないと主張している。

しかしながら、本件不開示部分20に記載されている役職に該当する特定の個人を識別することは可能であり、また、文書作成からの年月の経過によって、特定の個人を識別することが

事実上不可能といっても過言ではないという主張についても、異議申立人の独自の見解にすぎず、不開示理由を否定する明確な根拠を欠き失当である。

(b) 本件不開示部分 20 は、法 5 条 1 号ただし書口に該当しないこと

異議申立人は、仮に本件不開示部分 20 が法 5 条 1 号本文前段の情報に該当するとしても本件不開示部分 20 を開示することによって、消費者庁や農林水産省における特定商法業者への対応が適切であったか否かを問い、今後特定会社 X が引き起こしたような甚大な消費者被害が起こることを防止し、国民の生活又は財産を保護することにつながることから不開示部分 20 は同号ただし書口に該当すると主張する。

しかしながら、そもそも、行政文書開示請求は、請求文書と開示請求者の利害関係、個別的事情等にかかわらず、何人に対しても等しく開示するものであるから、法 5 条 1 号ただし書口の「公にすることが必要である」という文言を解釈するに当たっては、個別の事案ごとに、一般的、客観的観点から判断すべきものである。したがって、異議申立人のいう事実関係の確認のために文書開示を受ける利益まで考慮に入れる必要はないとされている（平成 26 年度（行情）答申第 134 号参照）。

本件においては、特定の個人を識別することができる本件不開示部分 20 を開示することによって当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあることから、その保護を図るべきであり、本件不開示部分 20 を公にすることが当該不開示部分を公にしないことにより保護される利益に優越するとはいえない。異議申立人の主張は、消費者庁及び農林水産省の預託法についての規制権限行使に関する事実関係の確認のために本件不開示部分 20 の開示が必要である旨を主張しており失当である。また、特定会社 X 担当者の役職名が「人の・・・生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するとの論理が、抽象的かつ漠然としており不明確である。

よって、異議申立人の主張には理由がない。

(c) 小括

上記 (a) 及び (b) により、異議申立人の主張には理由がなく、原処分 2 の正当性を覆すものではない。

(キ) 文書 7 について

A 本件不開示部分 21 について

本件不開示部分 21 について、上記 (ウ) A と同旨

- B 本件不開示部分 2 2 について
本件不開示部分 2 2 について，上記（イ）A と同旨
- C 本件不開示部分 2 3 について
本件不開示部分 2 3 について，上記（ウ）C と同旨
- D 本件不開示部分 2 4 について
本件不開示部分 2 4 について，上記（カ）D と同旨

（3）結論

以上のとおり，本件異議申立て 2 を受け，諮問庁において，原処分 2 の適法性及び妥当性について改めて慎重に検討した結果，異議申立人の主張にはいずれも理由がなく，かつ処分庁が行った決定はいずれも適法かつ妥当なものと認められたので，本件異議申立て 2 については，行政不服審査法 4 7 条 2 項の規定に基づき，これを棄却することとしたい。

第 4 調査審議の経過

当審査会は，本件各諮問事件について，以下のとおり，平成 2 6 年（行情）諮問第 4 6 4 号及び同第 6 1 6 号を併合し，調査審議を行った。

- ① 平成 2 6 年 8 月 2 8 日 諮問の受理（諮問第 4 6 4 号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書 1 を收受（同上）
- ③ 同年 9 月 2 2 日 審議（同上）
- ④ 同月 3 0 日 異議申立人から意見書 1 を收受（同上）
- ⑤ 同年 1 1 月 1 9 日 諮問の受理（諮問第 6 1 6 号）
- ⑥ 同日 諮問庁から理由説明書 2 を收受（同上）
- ⑦ 同年 1 2 月 8 日 審議（同上）
- ⑧ 同日 諮問庁から補充理由説明書を收受（諮問第 4 6 4 号）
- ⑨ 平成 2 7 年 1 月 7 日 異議申立人から補充意見書を收受（同上）
- ⑩ 同日 異議申立人から意見書 2 を收受（諮問第 6 1 6 号）
- ⑪ 平成 2 8 年 3 月 2 9 日 本件対象文書の見分及び審議（諮問第 4 6 4 号及び同第 6 1 6 号）
- ⑫ 同年 5 月 2 3 日 審議（同上）
- ⑬ 同年 6 月 3 0 日 諮問第 4 6 4 号及び同第 6 1 6 号の併合並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，特定年月日 A 及び特定年月日 B に開催された特定政党特定 P T に関する別紙に掲げる文書 1 ないし文書 1 0 である。

処分庁は，法 1 1 条に規定する特例延長を適用した 1 回目の決定においては，文書 1 及び文書 8 ないし文書 1 0 のうち法 5 条 1 号，2 号イ，4 号，

5号及び6号イに該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分1）を行い、2回目の決定においては、文書2ないし文書7のうち同条1号、2号イ及び4号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分2）を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分において不開示とされた部分のうち、別表の2の欄に掲げる本件不開示部分1ないし本件不開示部分24（以下、併せて「本件不開示部分」という。）は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、本件不開示部分のうち、弁護士の氏名が記載されているとして不開示とされた部分（本件不開示部分3、本件不開示部分7、本件不開示部分10、本件不開示部分12、本件不開示部分15、本件不開示部分18及び本件不開示部分22）については、法5条2号イの不開示理由を追加した上で、本件不開示部分を不開示とした原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 文書1について

ア 当審査会において、文書1を見分したところ、次のとおりであることが認められる。

文書1は、特定年月日B開催の特定政党特定PT用に消費者庁が作成した想定問答であり、想定問一覧、想定問及び答え並びに参考資料で構成されている。

原処分においては、①4ページ目（参考資料）における特定会社Xの代表者印の印影が法5条2号イ及び4号に該当するとして、②10ページ目（参考資料）のうち1行目を除く部分が同条5号及び6号イに該当するとして、それぞれ不開示とされており、本件不開示部分1は①の不開示部分であり、本件不開示部分2は②の不開示部分である。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件不開示部分1及び本件不開示部分2を不開示とした理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 本件不開示部分1は、特定会社Xの代表者印の印影であり、これを公にすると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当するとともに、当該印影が偽造されるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、同条4号の不開示情報にも該当する。

(イ) 本件不開示部分2に記載された情報は、預託法に関し政府部内で審議・検討された内容であり、これを公にした場合、行政機関の内

部又は他の行政機関との率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号の不開示情報に該当する。

また、本件不開示部分2に記載された情報は、預託法における執行に関する情報であり、これを公にした場合、預託法に基づく調査の際の着眼点や考え方が明らかとなり、違反事実の発覚を免れようとする者に対し、そのための対策を講じる余地を与えることとなつて、その結果、今後、預託法に係る執行事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、法5条6号イの不開示情報に該当する。

ウ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

(ア) 特定会社Xの法人格は既に消滅しており、本件不開示部分1を公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、本件不開示部分1は、法5条2号イ及び4号のいずれにも該当しないと認められるので、開示すべきである。

(イ) 本件不開示部分2には、特定会社Xに関して消費者庁が農林水産省から引き継いだ事実関係等が記載されているが、当該記載は、原処分において既に開示されている他の部分とおおむね同様の内容及び想定可能な内容であり、これらのことが明らかになったとしても、行政機関の内部又は他の行政機関との率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、法5条5号の不開示情報に該当するとは認められない。

また、当該部分を公にしても、預託法に基づく調査の際の着眼点や考え方が明らかとなるとは認められず、今後、預託法に係る執行事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められないから、法5条6号イの不開示情報に該当するとも認められない。

したがって、本件不開示部分2は、法5条5号及び6号イのいずれにも該当しないと認められるので、開示すべきである。

(2) 文書2及び文書5について

ア 当審査会において、文書2及び文書5を見分したところ、次のとおりであることが認められる。

(ア) 文書2は、特定年月日A開催の特定政党特定PTの会議次第及び配布資料であり、会議次第、消費者庁等国の行政機関が提出した資料、特定政党の議員が作成した文書及び特定地方公共団体が提出し

た資料で構成されている。

原処分においては、①会議次第のうち出席弁護士の氏名が法5条1号に該当する（諮問庁は追加して同条2号イにも該当するとしている。）として、②特定政党の議員が作成した文書が同条2号イに該当するとして、③特定地方公共団体が提出した資料のうちの問いが記載された部分が同号イに該当するとして、それぞれ不開示とされており、本件不開示部分3は①の不開示部分であり、本件不開示部分4は②の不開示部分であり、本件不開示部分5は③の不開示部分である。

(イ) 文書5は、特定年月日B開催の特定政党特定PTの会議次第及び配布資料であり、会議次第、消費者庁等国の行政機関が提出した資料、特定政党の議員が作成した文書並びに日本弁護士連合会が提出した資料（弁護士が作成した説明文書及び添付資料）で構成されている。

原処分においては、①会議次第のうち出席弁護士の氏名が法5条1号に該当する（諮問庁は追加して同条2号イにも該当するとしている。）として、②特定政党の議員が作成した文書が同条2号イに該当するとして、③日本弁護士連合会が作成した資料のうち弁護士が作成した説明文書が同号イに該当するとして、④同説明文書のうち弁護士の氏名が同条1号に該当する（諮問庁は追加して同条2号イにも該当するとしている。）として、⑤日本弁護士連合会が作成した資料のうちの添付資料における特定会社Xの代表者印の印影が同条2号イ及び4号に該当するとして、それぞれ不開示とされており、本件不開示部分12は①の不開示部分であり、本件不開示部分13は②の不開示部分であり、本件不開示部分14は③の不開示部分であり、本件不開示部分15は④の不開示部分であり、本件不開示部分16は⑤の不開示部分である。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件不開示部分3ないし本件不開示部分5及び本件不開示部分12ないし本件不開示部分16を不開示とした理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 本件不開示部分3、本件不開示部分12及び本件不開示部分15には、当該特定PTに出席した弁護士の氏名が記載されており、当該氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、法5条1号の不開示情報に該当する。

また、弁護士個人がいかなる問題意識を有し、それを基にどのような事案に関与するかは、まさに事業を営む当該弁護士個人の当該事業に関する情報であり、これらの不開示部分に記載された弁護士

の氏名は、これを公にすることにより、当該弁護士 の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

(イ) 本件不開示部分4、本件不開示部分5、本件不開示部分13及び本件不開示部分14に記載された情報は、特定会社X問題に関する特定政党関係者の問題意識や考え方、当該特定PTに出席した弁護士の特定会社X問題に関する問題意識や解釈など、当時の特定政党としての認識状況等が推測され得る情報が含まれており、特定政党及び当該弁護士にその内容に係る事実関係を確認したものではないことから、このような正確性が担保されていない情報を開示することは、あたかもそれらが事実であるかのように国民に混乱と誤解を与え、当該特定PTを開催した特定政党に対する信頼を低下させ、同党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当する。

(ウ) 本件不開示部分16は、特定会社Xの代表者印の印影であり、当該印影が法5条2号イ及び4号の不開示情報に該当する理由は、上記(1)イ(ア)と同様である。

ウ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

(ア) 本件不開示部分3及び本件不開示部分12に氏名が記載された弁護士は、日本弁護士連合会を代表し、弁護士として特定PTに出席したのであるから、当該弁護士の氏名は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であると認められ、法5条1号には該当しない。

また、当該弁護士は日本弁護士連合会を代表して特定PTに出席しているのであるから、当該弁護士の氏名は、これを公にしても、当該弁護士の事業活動に不利益が生じるとは考えられず、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから、法5条2号イの不開示情報に該当するとは認められない。

したがって、本件不開示部分3及び本件不開示部分12は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当しないと認められるので、開示すべきである。

(イ) 本件不開示部分4及び本件不開示部分13には、特定会社X問題に関連して特定政党から特定地方公共団体に対する質問事項が記載されており、本件不開示部分5には、本件不開示部分4に記載された質問事項を簡潔にした内容が記載されている。

本件不開示部分4及び本件不開示部分13は、特定政党の議員が作成した文書であることは明らかであり、本件においては、特定政党にその内容を確認するまでもなく、これらを公にしても、上記イ

(イ)で諮問庁が説明するようなおそれがあるとは認められず、特定政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないから、法5条2号イの不開示情報に該当するとは認められない。

また、本件不開示部分5は、本件不開示部分4に記載された質問事項を簡潔にした内容が記載されているのであるから、本件不開示部分4と同様に、法5条2号イの不開示情報に該当するとは認められない。

したがって、本件不開示部分4、本件不開示部分5及び本件不開示部分13は、法5条2号イに該当しないと認められるので、開示すべきである。

(ウ)本件不開示部分14は、日本弁護士連合会が特定PTに提出した資料のうちの当該特定PTに出席した特定の弁護士が作成した説明文書であり、本件不開示部分15は、当該説明文書を作成した特定の弁護士の氏名である。

本件不開示部分14は、当該特定PTに出席した特定の弁護士が作成した文書であり、本件においては、特定政党及び当該弁護士にその内容を確認するまでもなく、これを公にしても、上記イ(イ)で諮問庁が説明するようなおそれがあるとは認められないことから、特定政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、また、日本弁護士連合会として特定PTに提出した資料の一部であり、これを公にしても、当該弁護士に事業活動上の不利益が生じるとは考えられないことから、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるともいえない。

さらに、本件不開示部分15の弁護士の氏名は、上記(ア)と同様に、法5条1号には該当せず、これを公にしても、当該弁護士の事業活動に不利益が生じるとは考えられず、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

したがって、本件不開示部分14及び本件不開示部分15は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当しないと認められるので、開示すべきである。

(エ)本件不開示部分16については、上記(1)ウ(ア)と同様に、法5条2号イ及び4号のいずれにも該当しないと認められるので、開示すべきである。

(3)文書3、文書4、文書6及び文書7について

ア 当審査会において、文書3、文書4、文書6及び文書7を見分した

ところ、次のとおりであることが認められる。

- (ア) 文書 3 及び文書 4 は、いずれも、特定年月日 A 開催の特定政党特定 P T の概要（未定稿）を記載した文書であって、文書 3 はその短縮版であり、文書 4 はその詳細版である。

原処分においては、文書 3 及び文書 4 の両文書における、①当該特定 P T に出席した議員の氏名及び発言内容が法 5 条 2 号イに該当するとして、②当該特定 P T に出席した弁護士の氏名が同条 1 号に該当する（諮問庁は追加して同条 2 号イにも該当するとしている。）として、③当該特定 P T に出席した弁護士の発言内容が同条 2 号イに該当するとして、それぞれ不開示とされており、本件不開示部分 6 ないし本件不開示部分 8 は、文書 3 における順に①ないし③の各不開示部分であり、本件不開示部分 9 ないし本件不開示部分 11 は、文書 4 における順に①ないし③の各不開示部分である。

なお、本件不開示部分 6 及び本件不開示部分 9 のうち出席議員の発言内容の部分には、当該 P T に出席した弁護士の氏名（本件不開示部分 7 又は本件不開示部分 10 に該当する部分）も一部含まれている。

- (イ) 文書 6 及び文書 7 は、いずれも、特定年月日 B 開催の特定政党特定 P T の概要（未定稿）を記載した文書であって、文書 6 はその短縮版であり、文書 7 はその詳細版である。

原処分においては、文書 6 及び文書 7 の両文書における、①当該特定 P T に出席した議員の氏名及び発言内容が法 5 条 2 号イに該当するとして、②当該特定 P T に出席した弁護士の氏名が同条 1 号に該当する（諮問庁は追加して同条 2 号イにも該当するとしている。）として、③当該特定 P T に出席した弁護士の発言内容が同条 2 号イに該当するとして、④特定会社 X 役職員の当該役職名が同条 1 号に該当するとして、それぞれ不開示とされており、本件不開示部分 17 ないし本件不開示部分 20 は、文書 6 における順に①ないし④の各不開示部分であり、本件不開示部分 21 ないし本件不開示部分 24 は、文書 7 における順に①ないし④の各不開示部分である。

なお、本件不開示部分 17 及び本件不開示部分 21 のうち出席議員の発言内容の部分には、当該 P T に出席した弁護士の氏名（本件不開示部分 18 又は本件不開示部分 22 に該当する部分）も一部含まれている。

- イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件不開示部分 6 ないし本件不開示部分 11 及び本件不開示部分 17 ないし本件不開示部分 24 を不開示とした理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

- (ア) 本件不開示部分 6, 本件不開示部分 8, 本件不開示部分 9, 本件不開示部分 11, 本件不開示部分 17, 本件不開示部分 19, 本件不開示部分 21 及び本件不開示部分 23 に記載された情報は, 特定会社 X 問題に関する特定政党関係者の問題意識や考え方, 出席した弁護士の本件不開示部分 21 に関する問題意識や解釈など, 当時の特定政党としての認識状況等が推測され得る情報が含まれており, これらの不開示部分が法 5 条 2 号イの不開示情報に該当する理由は, 上記 (2) イ (イ) と同様である。
- (イ) 本件不開示部分 7, 本件不開示部分 10, 本件不開示部分 18 及び本件不開示部分 22 には, 当該特定 P T に出席した弁護士の氏名が記載されており, 当該氏名が法 5 条 1 号及び 2 号イの不開示情報に該当する理由は, 上記 (2) イ (ア) と同様である。
- (ウ) 本件不開示部分 20 及び本件不開示部分 24 には, 特定会社 X 関係者の役職名が記載されており, 当該情報は, 個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものであるから, 法 5 条 1 号の不開示情報に該当する。
- ウ 以下, 上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

- (ア) 本件不開示部分 6, 本件不開示部分 9, 本件不開示部分 17 及び本件不開示部分 21 のうち別表の 3 の欄に掲げる部分は, いずれも, 当該特定 P T に出席した特定政党議員の氏名列記されている部分における一部議員の氏名であり, これらの議員が当該特定 P T に出席したことは, 既に原処分で開示されている当該特定 P T の会議次第 (文書 2 及び文書 5 のうちの会議次第) の記載内容から明らかであり, これらの部分を公にしても, 特定政党の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないことから, 法 5 条 2 号イに該当しないと認められ, 開示すべきである。
- (イ) 本件不開示部分 7 のうち別表の 3 の欄に掲げる部分には, 特定の弁護士の氏名は記載されておらず, また, 当該部分の記載は, 特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより, 特定の個人を識別することができるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが, 公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するとは認められないことから, 法 5 条 1 号に該当するとは認められない。

また, 当該部分を公にしても, 事業を営む個人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから, 法 5 条 2 号イに該当するとは認められない。

したがって, 本件不開示部分 7 のうち別表の 3 の欄に掲げる部分は, 法 5 条 1 号及び 2 号イのいずれにも該当しないと認められ, 開

示すべきである。

- (ウ) 本件不開示部分 10 のうち別表の 3 の欄に掲げる部分には、当該特定 P T に日本弁護士連合会を代表して出席した弁護士の氏名が記載されており、当該氏名については、上記 (2) ウ (ア) と同様の理由により、法 5 条 1 号及び 2 号イのいずれにも該当しないと認められ、開示すべきである。
- (エ) 本件不開示部分 20 及び本件不開示部分 24 には、特定会社 X 役職員の当該役職名が記載されているが、当該部分の記載は、特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するとは認められないことから、法 5 条 1 号に該当しないと認められ、開示すべきである。
- (オ) 本件不開示部分 6, 本件不開示部分 7, 本件不開示部分 9, 本件不開示部分 10, 本件不開示部分 17 及び本件不開示部分 21 のうち別表の 3 の欄に掲げる部分以外の部分並びに本件不開示部分 11, 本件不開示部分 18, 本件不開示部分 19, 本件不開示部分 22 及び本件不開示部分 23 については、特定会社 X に係る消費者問題に関する特定政党関係者の発言者の問題意識や考え方, 出席した弁護士の特定会社 X 問題に関する問題意識や解釈など, 当時の特定政党としての認識状況等が推測され得る情報が含まれており, 特定政党において当該特定 P T の結果について公表等がされていればともかく, 諮問庁が説明するとおり, 特定政党又は当該発言者にその内容を確認したものでなく, 特定政党等の同意が得られていないままにこれを公にすれば, 不正確な内容を流布せしめる可能性があるなど, 特定政党の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難く, 法 5 条 2 号イに該当し, 不開示とすることが妥当といわざるを得ない。

なお, これらの不開示部分のうち当該特定 P T に出席した弁護士の氏名が記載された部分については, 諮問庁は法 5 条 1 号にも該当すると説明するが, 上記のとおりこれらの不開示部分は, 同条 2 号イに該当し不開示とすることが妥当であるから, 同条 1 号該当性について判断するまでもない。

- (カ) 以上のことから, 本件不開示部分 6 ないし本件不開示部分 11 及び本件不開示部分 17 ないし本件不開示部分 24 については, 別表の 3 の欄に掲げる部分以外の部分は, 法 5 条 2 号イに該当すると認められるので, 同条 1 号について判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当であるが, 別表の 3 の欄に掲げる部分は, 同条 1 号及

び2号イのいずれにも該当しないと認められるので、開示すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号、5号及び6号イに該当するとして不開示とした各決定については、異議申立人が開示すべきとする部分のうち、別表の3の欄に掲げる部分以外の部分は、同条2号イに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表の3の欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ、4号、5号及び6号イのいずれにも該当しないと認められるので、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙 本件対象文書

- 文書 1 特定年月日 B 開催の特定政党特定 P T 用想定問答
- 文書 2 特定年月日 A 開催の特定政党特定 P T の会議次第及び配布資料
- 文書 3 特定年月日 A 開催の特定政党特定 P T 概要 (未定稿) (短縮版)
- 文書 4 特定年月日 A 開催の特定政党特定 P T 概要 (未定稿) (詳細版)
- 文書 5 特定年月日 B 開催の特定政党特定 P T の会議次第及び配布資料
- 文書 6 特定年月日 B 開催の特定政党特定 P T 概要 (未定稿) (短縮版)
- 文書 7 特定年月日 B 開催の特定政党特定 P T 概要 (未定稿) (詳細版)
- 文書 8 特定年月日 A 開催の特定政党特定 P T の開催案内
- 文書 9 特定年月日 A 開催の特定政党特定 P T 用想定問答
- 文書 1 0 特定年月日 B 開催の特定政党特定 P T の開催案内

別表

1 文書	2 本件不開示部分		3 左のうち，開示すべき部分
		該当箇所	
文書 1	1	4 ページ目における特定会社 X の代表者印の印影	全て
	2	10 ページ目の 2 行目ないし末尾	全て
文書 2	3	1 ページ目における弁護士の氏名	全て
	4	21 ページ目全て	全て
	5	・ 23 ページ目の 4 行目 5 文字目ないし 6 行目末尾， 9 行目 5 文字目ないし同行末尾及び 13 行目 5 文字目ないし 15 行目末尾 ・ 34 ページ目の 2 行目全て ・ 35 ページ目の 2 行目全て ・ 36 ページ目の 2 行目全て	全て
文書 3	6	会議に出席した議員の氏名及び発言内容	5 行目 6 文字目ないし同行 29 文字目
	7	会議に出席した弁護士の氏名	30 行目 30 文字目ないし同行 33 文字目
	8	会議に出席した弁護士の発言内容	なし
文書 4	9	会議に出席した議員の氏名及び発言内容	1 ページ目の 5 行目 7 文字目ないし同行 30 文字目
	10	会議に出席した弁護士の氏名	1 ページ目の 8 行目 38 文字目ないし 9 行目 28 文字目
	11	会議に出席した弁護士の発言内容	なし
文書 5	12	1 ページ目における弁護士の氏名	全て
	13	5 ページ目全て	全て
	14	10 ページ目ないし 12 ページ目全て	全て
	15	10 ページ目における弁護士の氏名	
	16	13 ページ目における特定会社 X の代表者印の印影	全て
文書 6	17	会議に出席した議員の氏名及び発言内容	1 ページ目の 5 行目 6 文字目ないし同行 22 文字目

	18	会議に出席した弁護士の氏名	なし
	19	会議に出席した弁護士の発言内容	なし
	20	2ページ目における特定会社X関係者の役職名	全て
文書 7	21	会議に出席した議員の氏名及び発言内容	1ページ目の5行目6文字目ないし同行22文字目
	22	会議に出席した弁護士の氏名	なし
	23	会議に出席した弁護士の発言内容	なし
	24	4ページ目における特定会社X関係者の役職名	全て

- (注) 1 ページ数については、文書の1枚目を1ページ目として数える。
- 2 行数については、空白行及び罫線のみの行がある場合は、当該空白行等は行数に数えない。
- 3 文字数については、句読点、半角の英数字及び記号は1文字と数え、空白及び罫線は数えない。